

を早むることを得。

前項發賣の公債が賣終らざるときは、公司は發賣期日一ヶ月の豫定を以て、其の次期發賣期日を延期することを得。若し所定の引續發賣期日前に於て、政治或は金融上、支那の財政が危殆に陥り、公債發賣の方法なきときは、双方協議の上、公司は其期日を延期することを得。

九、各公司が本契約に基き金額を立替へたときは、相當利息と共に之れを公司に償還するものとす。

支那政府は、各立替金に對し、償還の責に任じ、順次發賣せる公債を償還すべきものとす。

十、所定の各項に依り取立てたる金額は、双方の指定せる銀行の支那政府勘定内に記入し、該金額中より第四條に依る先取得金額、及、借方に於ける年利三厘の利息の支拂に充つることを得。

公司は該金額内に於て、本契約所定の各種費用の支拂を爲すことを得。

第十四條 公債事務

一、元利の支拂に要する金額は、遅くとも支拂期日の十四日以前に於て公司に支給すべし。

二、支那政府が、支那流通貨幣を以て、所定金額を公司の指定せる各銀行に支拂ふ場合に於て、換算の必要あるときは、双方より之を協議決定す。

三、返済期限到来せる公債、及、利札の支拂を完了したときは、公司は直ちに之れが取消の手續を行ふものとす。

四、公司は、前項に依る公債其他を點檢し、金額交付地方の支那公使に送付するものとす(總ての公債及、利息にして、償還期限後三十年を経過するも、金額引取の申出なきときは、公司は當該金額を支

料を配置し、鐵道財政上に關する管理權を公司に與ふるものとす。

五、那政府に返還するものとす。總ての公債償還せられたる場合、本契約は之を廢棄す。

六、元金償還利子支拂等に關する費用として、支那政府は償還金額の百分の二・五に相當する金額を公司に支給するものとす。

第十五條 檢査

支那政府は公司に對し、工程の進行に關して種々の便利を與ふるものとす。尙支那政府は、所用材料を配置し、鐵道財政上に關する管理權を公司に與ふるものとす。

第十六條 不足、及、剩餘

一、若し公債發賣に依つて得たる金額に利息を加ふるも、本契約に依る計畫の全額の用に足らざるときは、公司は本契約の各條項に準じ、公債を増募することを得(本項による増募額に對しては、從來の通り保證し、前定の次第を擔保とす)

二、本契約に準じて増募したる金額を、支那政府の勘定に計上する場合に於て剩餘あるときは、双方指定の銀行に預金し、支那政府の本契約履行に依る償還の用に充つるものとす。

第十七條 將來支線の擴充

支那政府が、京綏鐵道の支線を建設せんとするか、或は線路を延長せんとする場合に於て、外國より材料の全部又は一部を購入せんとするときは、公司に對し本契約所定の條項に準じ、材料を供給し得ることを認むるものとす。

此の場合の條件は、其他の銀行又は公司との間に締結したるものと同一なるを要す。

第十八條

- 一、本公司は支那或は外國に於て一個或は數個の銀行を指定し本契約所定の條項を承辦せしむることを得。
- 二、本公司は本契約を根據とし各項の保證の全部或は一部分の利益を其他の公司又は團體に移轉し或は委任することを得。

第十九條

本公司或は其の委任を受けたる代表と交通總長又は財政總長との間に本契約の履行に關し爭議を生じたときは支那政府及本公司は各公證人を定め會同判定するものとす。若し双方の公證人に於て決定し得ざる場合は該公證人更に第三公證人を擧げて之を決定するものとす。

第二十條

本契約は白國政府の批准を経たる後三ヶ月以内に於て總公司之に署名し北京同國公使館に届出づるものとす(上記の各處に於て批准せざるか又は其の批准を得ることを期し得ざる場合は支那政府は第三條所定の立替額及利息を公司に償還し本立替金償還に關する利益を履行することを得而して該金額支拂済みの上は本契約は之を廢棄することを得)。

第二十一條

- 一、本契約には交通及財政兩總長署名するものとす。
- 二、本契約は外交部に於て起草し正式に北京白國公使及募債地の公使に通知するものとす。
- 三、本契約書は之を四通作製し支那政府及本公司は各二通を保有するものとす。

一九二二年十月二日在北京訂立

交通總長 高 恩
財政總長 羅 文 幹
白國實業公司代表 タス

支那鐵道を中心とする日支間の條約並に支那對列國間の條約及び支那に關する列國間の條約を收錄すれば一千餘頁の大部に亘るを以て之れを省略し茲には單に日支間に於ける鐵道關係の諸條約並に協定の項目のみを掲載すべし。

支那鐵道列國關係公約項目表

關係國	性質	項目	年號	締約年度
同 同 同 同 同 同	鐵道關係條約	滿洲に關する條約	明治	
同 同 同 同 同 同		新奉鐵道實地引渡に關する約定	三八	
同 同 同 同 同 同		南滿京奉兩鐵道連絡協約	四〇	
同 同 同 同 同 同		安奉鐵道關係條約	四一	
同 同 同 同 同 同		關島に關する協約	四二	
同 同 同 同 同 同		滿洲五案件に關する協定	四二	
同 同 同 同 同 同		安奉鐵道勝地章程	一九九八	一二
			一九五五	二三
			一九四四	二七
			一九四五	二三

第八章 對外公約及諸條文

THE JOURNAL OF CLIMATE

支那との關係に關する英國の對日聲明

太平洋方面に關する日米交換公文

支那に關する日本文庫公文書(石井ランシング交換公文廢棄方に關す)

日佛協約及宣言書

支那に於ける門戸開放商業政策採用に

第一回 日英同盟條約に対する眞田宣吾

新借款團組織關係諸文書

以上の外、下記對支鐵道關係條約項目

鐵道關係條約並に鐵道及其他借款並利

同上

同上

卷之三

約及諸條文

第九章 西藏及青海

一、概 説

文化の光り至らざるなき現在に於て、全世界を通じ唯一の秘密國と稱せらるゝ西藏は、支那本土の西南に位し、東西一千哩に亘る崑崙山脈と喜馬拉耶山脈との間に包まれ、南北三百五十哩、東西一千二百哩の廣袤を有し、海拔平均一萬數千尺なる世界最高の高原をなし、無限の資源を包藏せり。而して此の西藏は數千年來印度の佛教の絕對信奉國として今に變はる事なく、又た外人の入國を嚴禁し、全然他と沒交渉にして静かに眠れるが如く打過ぎ来れり。然れども時代の要求は、此の秘密國にも及ぼし、獨り露國の虎視するのみならず、特に英國の爪牙を加ふること甚だ淺からざるものあり。何時迄も現状を支へ得べきにあらざるや明かなり。而して此西藏は、所謂化外の地として、古來支那の領土に隸屬し居たるものにして、目下英國との間に懸案中のものありと雖も、將來速に該問題を解決して此秘庫を開き、文化の天惠に浴せしむるは、實に西藏の福祉なると同時に、支那背域地方に於ける防護を期する上に於ても亦た頗る喫緊の事たらすんばあらず。左に西藏の資源及び露、英の對藏關係等を列舉すべし。

二、西藏の資源

西藏は、四圍高山を以て繞らされ、地は概ね高原をなし、其の最低地にても海拔七千尺以上の標高を有し、平均高度は海拔一万三千五百尺を示し、嚴寒一月の候に至れば、華氏寒暖計冰點以下四十度を示し、水

銀凍結す。而して土地瘠薄荒寒なる爲め、植物の生長に適せず。其内稍や膏沃にして植物の生育に適するは、南東部の谷地にして、同地方は灌漑豊かな故、樹木は大森林をなせるも、樹種は揚柳、狗骨、松柏、其他數種に過ぎず。之れに反して牧畜は甚だ盛んにして頗る有望なり。曠茫たる荒野は、春來れば草原と化し、馬、驢、牛、驥、羊等は豊富なる牧草に恵まれ、鷹、鹿、麝、鹿、野獸等亦甚だ多し。魚族は河流湖澤共に能く繁殖し、鮓、石班魚の二種多し。然れども西藏人は、佛教の禁止に依り、之を漁獲せず、及び食はざるもの頗る多し。

西藏の鑛物は、金、銀、銅、鉛、松蕊、石青、金石、碼礦、琥珀、密臘石、碑礫、硼砂、鹽等にして、金鑛は東部なる四川省に接近せる地方に多し。銀、鉛、銅の三種は、喀木地方より産出す。砂金、金は察木多、拉里產を優良とす。而して石青は西藏の各地に産し、硼砂、碼礦、琥珀は穆達賴地附近に産するものを佳良とす。鹽は大小十一の鹽地より産し、後藏地方の札野克登察噶方面は、土砂中より刨出し、其產量饒多なり。

金鑛として名高きものは、索克札蘭の金鑛、索克珠拉克巴の金鑛、タンジャン金鑛、サルカシア一金鑛等にして、其中索克珠拉克巴金鑛は鑛脈廣大なれども、地質堅硬、工事困難にして、金質劣り產出少し。索克札蘭金鑛は、六ヶ所の採掘所を有し、地質軟かく摧破し易く、流水も豊富なり。タンジャン、サルカシヤーの兩金鑛は、索克札蘭より東方六日行程の處にあり。其他西部西藏インダス河水源地帶なるトグジャルン、東部西藏ニヤロン溪道附近及び支那四川境近き地方、拉薩より南約百二十哩スパンスイリ(金沙)の上流マニセルカにも有望なる金鑛散在す。

尙ほ西藏の西部に於て採掘せられたる金は、中印度を経て印度へ輸出され、一年の輸出產額約八千磅以上なりと云ふ。

索克札蘭、索克珠拉克巴の二金鑛は、噶布倫の管理に屬し、其租稅徵收の爲め、毎年一回西藏中の各金鑛を巡回するを例規とし、其他の金鑛は、何れも土人の自由探掘に任せつゝあり。其探掘法は頗る幼稚にして、礦石を碎き、之を搗きて細末とし、綿布へ包みて流水に洒し、其殘れる金分を採集する方法にして、一ヶ所の從業員は、多くも二十五人、少くは五人位にて探掘に從事す。夫等鑛夫の生活程度は、牧畜者に劣れり。從つて其收入少きを察すべし。若し斯かる原始的探掘に依らず、現代的探鑛法を施設するに至らば、其產額の増大は茲に言を要せざる所なりとす。況んや水力を利用し電力に據らんか、鑛業の發達驚く可きものある可し。

三、西藏問題

(民國十三年五月廿二日 上海時事新報所載)

支那は、現今西藏問題に關し、英國との間に重大なる外交問題の發生を見つゝあり。吾人は若し該交渉の真相を知悉せんと欲すれば、先づ西藏に於ける政治及歴史を攻究せざるべからず。

西藏は、世界の最高の地に位し、西藏人は之を世界の屋頂と稱し居れり。全西藏を前藏、後藏、及、阿里の三部に分ち、面積約七萬方里乃至一萬方里にして、國內に鹽湖多く、鑛產亦極めて豊富なり。我が本土を東西に貫流する揚子江、及、印度の大河ガンガ等は、總て水源地を此の西藏に發せり。西藏人は元來蒙古族に屬し、佛教の迷信頗る深く、佛教の教主を該地に於ける最高の人物となし居れり。西藏の人口は約三百萬にして、男子は多く不婚主義を持し居るも、之は一妻多夫の制度に因るものなり。

西藏に於ける佛教最高の教主は、喇嘛と稱へ、前藏の喇嘛を達賴、後藏の喇嘛を班禪と呼び、西藏の政治

は是等兩喇嘛の手に依て操縱され居れり。喇嘛の下には各種の機關具備せられ、之を大別すれば、一は非喇嘛の官吏、即ち唐古特管と、一は喇嘛兼行政官吏、即ち喇嘛官との二にして、西藏の統治は是等行政機關によつて行はる。

曩に清朝の強盛時代には、清朝政府より西藏に辦事大臣を派遣し、西藏に於ける内政外交の各種大權を處置せしめたるが、一九〇九年(宣統元年)西藏地方不穩の兆ありし時、清廷は趙爾豐を大臣に任命し、四川より兵千名を率ひて西藏を威壓せしめたるが、達賴喇嘛は、清政府が西藏の宗教を撲滅するものなりとて、盛に西藏人を煽動したる揚句、自己は從者を率ひて印度に逃れ去りたる爲め、清廷は遂に喇嘛の名稱を廢するに至れり。

其後宣統三年(西一九年)武昌に革命の烽火を見て以來、西藏に屢々騷亂ありたる爲め、北京政府は鎮撫策として、達賴喇嘛を西藏に歸らしめんと割策し、宗教事務維持を名目として、屢々達賴喇嘛に款を通じたるも思はしからざりし爲め、袁世凱は、民國元年遂に西藏達賴喇嘛の名稱を復活して、漸く其の歸西を見るに至りたるも、爾來中央政府の西藏に於ける勢力は、完全に失はるゝに至りたり。

達賴喇嘛が、上述の如く强硬なる態度を持し敢て憚らざるは、實に英國が背面に於て彼等を操縱するに因るものにして、斯く達賴喇嘛が英人の操縱を受けつゝあるは、恰も外蒙に於ける活佛が露人に翻弄せられつゝあると好一對なり。

英國の西藏蠶食は、久しき以前より畫策せられたるものにして、光緒二年(西一八七六年)英支煙臺條約の際、支那は別に英國派遣員が西藏に入り探訪するを許可する旨規定せるが、其後英國は、幾多の困難なる事件に遭遇せるため、遂に該規定を自然放棄するに至りたるものなり。光緒十六年英支續約第五款

如上の形勢を見たる達賴喇嘛は、久しうからずして露國と結託し、獨立を企畫せんがため、引て英露兩國の西藏に於ける勢力争ひとなり、英國は再び續々印度より人を西藏に入らしめ、盛に煽惑をなしたる結果、遂に英露兩國の反目となり、光緒三十二年（西一九〇六年）支英兩國の間に於て、左記の如き條約を締結するに至りたり。

- 一、英國は西藏より撤退し、並に西藏内の一の政治に干渉せざることを承認す。
- 二、支那以外の外國政府にして、西藏に人を派遣し、調査せしめんと欲するときは、支那政府の許可を得るを要す。
- 三、外國政府は、西藏に使臣を派遣するを得ず。
- 四、外國政府は、西藏に租界を設立するを得ず。
- 五、外國政府は、西藏に於て租稅を徵收するを得ず。
- 六、支那政府は、西藏の内政に干渉すべからず。
- 七、支那は、辦事大臣の衛兵隊以外には、兵を西藏に派遣することを得ず。
- 八、西藏問題に關しては、英支兩國別に之が協定を行ふ。
- 九、支那政府が、若し以上各項を承認せざるときは、英國は民國政府を承認せず。

當時袁世凱政府は、此項の抗議に對し、理由絶無と爲し反駁したるも、爾來支那政府は、西藏との交渉に對し、毎次失敗に失敗を繰り返すに至りたり。

註。左記西藏との交渉に關しては、劉彥氏著「中國近時外交史」第三版第十七章に詳述。

今此の交渉に關し、其の大綱を左に摘述すれば、

民國二年、英國は支那に對し、英藏兩方面と三角會議を開催し、西藏内に於ける各種事項を解決せんことを要求し來りたるに、當時袁世凱政府は、其奸計を察せず、陳貽範を代表となし、英藏兩方面的代表者と印度に於て會議を開催したり。然るに英藏兩代表者は、支那の西藏放棄に關する締約書、並に四川、青海、及び新疆の一部を包含せしめたるものと西藏地圖として提出し、陳氏に對して之れが署名を強要し民國二年三月十一日、陳氏は遂に兩代表に對し、西藏放棄に關する締約書に假署名の上手交したり。

北京政府は、陳氏の報告に依りて驚愕し、即時該假署名の否認を聲明したるが、袁世凱氏は該問題を提げ、英國政府に對し、自己の皇帝稱號の承認を條件として、再び英國と交渉を開始したるも、未だ該交渉の成立を見ざる中に、早くも國內軍閥の爭闘となりたるため、該交渉は有耶無耶に葬られたるのみならず、其後國防に關して何等顧慮するの暇なく、今日に及びたるものなり。此の間達賴喇嘛は、日を逐うて益々川邊を騒擾せしめつゝありしが、一方英國は愈々露骨なる態度を表示し、續々軍隊を輸送せるため、最近に至り、盛に英兵の西藏侵入の消息を傳へらるゝ至りたり。

抑も、英國が西藏に於て、其の野心を着々具體化し來れるは、民國二年達賴喇嘛が噶布倫地方に於て、佛國人より軍器を購入し、前藏後藏の界より江孜を攻略せる頃に於て着手されたるものにして、當時英軍は、軍隊數百を紮泊克里一帶に派遣の上、五大金鑑を開掘しつゝありたるのみならず、着々調査の歩を進

めたる結果、雅魯藏布江下流の他克札金礦を發見するに至りたるものなるも、其礦區の廣大なること納爾食金礦と相伯仲して、約九百餘哩に亘り、金塊の大なるものに至りては拳大のものあり。又此の外道勝格里、海得葛締、馬克得海東、布坦北部一帶に亘り、續々として豊富なる金礦砂金床を發見せられたるが、英國は民國十二年中に於て、達賴喇嘛に對し、毎年純金千數百兩の提供を條件として、如上の金礦を開掘しつゝありたるのみならず、又五年前盛に喧傳せられたる德格の銅礦、察木多の炭礦、鹽井の銀礦等は、英人が民國十一年の秋、印度の僧侶を使嗾し、密かに達賴喇嘛より採掘權を得せしめ、續々採掘しつゝあるものにして、既に巨利を收め、就中察木多炭礦は出炭量莫大なるため、最も重要視せられ居れり。班禪の脱出せる今日に於て、特に英人は達賴喇嘛を愚弄し、西藏に於て盛に縱恣なる行動を敢てしつゝあるが、中國に於て礦產最も豊富なる此重大なる西藏が、斯く英人によつて鯨呑せられつゝあるに對し、支那政府が之れを放棄して顧ざるに至りては、誠に痛恨に耐へざる所とす。

若し果して、我が支那政府並に人民にして、眞に愛國主義を絶叫するものとせば、民國十年孫中山氏が絶叫せられたる「滿蒙回藏をして漢民族に同化せしめよ」の言に及ばざる可からず。西藏回收問題は、外蒙古回收問題と同様、支那民國に取り最も緊要なる問題にして、一日も忽諸に附すべからざるのみならず、今日特に此の危急なる國家の問題に直面せる支那國民にして、尙且つ悠々西藏富源開發の經濟的政策云々を嘸々し居るが如き餘裕を有すべきにあらず。故に支那國民は、先づ第一に西藏より英兵を驅逐するため、協力一致軍隊を準備せざるべからず。

西藏は、現在斯くの如き状態なるにより、中國は速に西藏より英兵を驅逐し、西藏をして完全且つ鞏固なる領土に復し、然る後中華民國資本家は、一齊に立つて各種礦產の會社を創立し、外人によつて國家の

富源を蠶食せしめざらんことを切望するものなり。

四、西藏と露國

露國の西藏に對する懷柔政策は、五十年前より既に其の手を染められたる所なり。露國は彼得大帝の遺訓を奉じて、東方經營策の實現を期し、先づ蒙古の懷柔より其策を進めたり。露國政府は國教として希臘教を用ひ、國內には他宗教の自由を許さざる程、壓制主義を實行したるに拘らず、ブリヤート人は、固有の宗教を許して優待せり。蓋しブリヤート人は、露國內に侵入せりと雖も、其種族は、蒙古の宗教信徒にして、庫倫、恰克圖、及び西伯利のバイカル地方に居住せり。而して露國は此宗教の寺院には保護を與へ、其發達を大に獎勵せり。ブリヤート人の多數の喇嘛は、修學のため西藏に至るを許され、噶爾丹、別蚌、色拉、及び噶布倫等の各寺院には、常に二百餘名の入學者ありたり。露國は其國教を棄て、此の佛教を信せるにはあらずして、先づ僧侶を懷柔し、之れを利用して爲すところあらんとするにありき。庫倫大喇嘛は、タラナツ喇嘛世々の轉生と稱せられ、其信仰と威力とは、優に蒙古の諸王を凌ぎ、隱然蒙古皇帝の觀あり、庫倫を首都として之れに居住せるものなるが、當時の大喇嘛チエブツンタンバ胡圖克圖は、清國の衰微せる状勢を觀て、己が信仰の偉大なるを利用し、昔時に於ける成吉斯汗の偉業を夢み、清國の掣肘を離れんとして之れが劃策に苦心しつゝありしかば、露國は先づ其歡心を買ふて之れを藥籠中に納め、更にチエブツンタンバをして、露國の厚意を達賴喇嘛に説かしめたり。當時直接其の交渉に當りたるは、西藏のツアンニー堪布の位階を得たる露領ブリヤート人ドルヂエなりとす。

露國は、始め喇嘛懷柔の政策としてブリヤート人の青年を本國へ連れ行き、文明教育を施し、其の業を

終るや、蒙古地方へ還へし、各々適當の業務に就かしめたりしが、ドルヂエも其内の一人なる秀才にして、彼は露語を學び歐洲の大勢に通じ、蒙古の文學に通じ、蒙古へ歸るや、露國の東方經營の爲めに大に盡力せるを以て、露國政府は露國婦人を娶らせ、皇帝より勳章を賜はりて大に優遇せり。然るに其婦人死去に會し、頗る落膽せしかば、政府は彼を勵ますに西藏對策の秘を以てし、莫大の資金を給し、喇嘛として西藏へ留學せしめたり。彼は拉薩に於て西藏語を研究する事十有餘年に及び、明晰の頭腦と文明の教育基礎とを以て、西藏文學を研究せしかば、忽ち其學識超越し、遂に撰ばれて達賴喇嘛の侍講となり、達賴に講するに世界の大勢を以てし、清國の賴む可からざるを説き、英國の北侵と西藏の危機とを述べ、喇嘛教の運命も、外教の爲めに亡ぶること遠にあらざるべしとて、地圖を擴げて將來世界を統一すべき偉大なる國は露國なることを示し、且つ黃教派の經文中にある未來記に「西藏の佛教紊亂して滅亡せんとする時に當り、北方の國に有力なる大王出で、世界を統一す」と云ふ意味が記され、西藏人より一般に信せられたるある御伽諦的のものを捉ひて、其所謂北方の大王なるものは露國皇帝なりと爲し、暗に支那の掣肘を脱し、露國の援助に依りて英の北侵を防ぎ、自國の獨立を全ふすべしとの意を注入したり。

生來聰敏なる達賴は、大に彼の説に信服し、其意志堅固に至るを見るや、彼は達賴の成人して侍講職稍々閑散となれるを機とし、蒙古の郷里に歸り、種々なる材料を具して其狀況を露國政府へ報告せり。露政府は、尙ほ莫大なる機密費を與へしかば、彼は其後屢々露都西藏間を往復し、且つ金銀其他文明的雜貨、及び巧妙なる小銃等を達賴に贈り、尙ほ西藏諸大寺院へ相當の資金を寄附せしかば、ツアンニー堪布の名聲は、全西藏に噴々として喧傳され、達賴は文明の利器に満足し、喇嘛は黃金の光に醉ひ、露と西藏との關係益々親密ならんとするに當り、露國は恩威を以て巧みに清國政府に迫り、明治三十五年光緒二十八年西一九〇二年遂に

西藏に關する露清密約なるものを締結せり。

其內容左の如し。

一、清國若し國家危急に瀕せば、西藏の權利を以て露國に譲與し、露國は其代價として清國の保全に力むべし。

一、清國の内亂に當り、若し自力を以て戡定する能はざる時は、露國は兵を派し、清國に代つて戡定す可し。

一、露國は官府を西藏に設け、清國に代つて西藏事務を管理す可し。

一、清國は自己の領事館を西藏に設立すべし。

此密約を見れば、西藏は殆ど清國の屬領を脱して露國の保護國に歸したるものなり。然れども此密約は果して能く實行せられたるや否や、一方西藏に在りては、達賴は英の對藏政策益々急迫し来るも、清國政府が何等對抗の措置なきを以て、益々露と交はる可きを信じ、遂にドルヂエの勧めに従ひ、露都に赴き、皇帝と親しく會見せんと欲するの意思を起したり。然れども達賴の國外巡錫は、北京皇帝の勅許を仰がざる可からず、又た自から拉薩を出奔するとするも、必ず何等かの障害起りて、目的を達せざる可きを危み躊躇しつゝありしが、時恰も日露交戰となり、露國は東三省に全力を集注し、露清密約の實行に一頓挫を來したりしかば、之れを見たる英國は、機逸すべからずとなし、明治三十六年光緒二十九年西一九〇三年急に遠征隊を西藏に侵入せしめたり。當時達賴は、布達拉宮殿に在り、其英兵が拉薩に達する三日の行程に過ぎざる近距離に達する迄、全く其侵入を知らざるものゝ如く、英兵の近づくや、突然噶爾丹寺の大喇嘛に達賴の印

綏を授け、後事を托して七名の侍従を伴ひ、明治三十七年五月十七日、夜に紛ぎれて拉薩を出奔し、露都に急げり。ツアンニー堪布は、ブリヤート人七十名を引率して護衛せり。一行は西藏より青海に入り、甘肅に至る頃は、沿道禮拜者群集す。達賴は此機會を以て露都に赴かんと欲せしも、進むに從ひ、日露戰争の情報は、何れも露の連戦連敗を傳へたる爲め、達賴は考ふる處あり。「余は蒙古庫倫大喇嘛チエブツンタンバ胡圖克圖を見んが爲めに赴くものなり」と公言し、嘉峪關より蒙古に入り、遂に庫倫に至れり。斯くて露國が多年苦心せる西藏經營策は、殆んど奏効の域に達したるも、茲に日露戰争の打撃に會して、再び起つ能はざる迄に粉碎され終りたり。

五、西藏と英國

(イ) 緬甸、西藏に關する條約

初め英國の印度を經略するや、漸次其の經營を進め、明治十九年先づ緬甸西藏に關する條約を清國と締結せり。

是より先き、明治九年西光緒二年清國政府は芝罘條約特別條款中に、英國使節の西藏を通過することを許容せる約束を含めたりしも、其の後數年間は、此規定を實行せんとの企圖無かりしが、明治十七年光緒十四年に至り、印度民政廳の吏員コルコン・マコーレーは、本國政府の許可を得て拉薩府を訪はん爲め、旅行免狀を清國政府に要求し、マコーレーは北京倫敦間に往來交渉の結果、遂に總理衙門より其旅行券を交付せられ、其他種々必要な許可を得たりき。

當時マコーレーにして、若し其少數の一一行と共に、直に西藏に向つて出發したらんには、安全なる保護

と優渥なる歓待とを得べく、情勢頗る有望なるものありしも、マコーレーは敢て此好機に乗せんとせずして、徒らに逡巡躊躇せしのみならず、更に其行を壯大にし、多數の學者を同伴し、西藏の鑑脈を視察せんとの考を起し、且つ支那本部より西藏を通過せんとする最初の企圖を變じて、印度より西藏に向はんとせり。然るに清國政府が旅券を交付したるの意は、素より斯くの如き大袈裟なる旅行を意味するものにあらざるを以て、其行を喜ばざりしが、更に反抗の甚だしきは、之れに對する西藏人の行動にして、彼等は斯かる使節の許可に反対せんが爲めには、干戈に訴ふるも之を辭せざるの勢なりき。是に於て清國政府は、兵力を以て西藏人を抑壓するか、然らざれば西藏人の要求を容れて、總理衙門の旅行免狀を取消すか、二者何れか其一を擇ばざるべからず、而して其後者を擇ばんとせば、芝罘條約の別約を改正せんが爲め、英國と協商を再びせざるべからざるの破目に陥れり。

西藏問題の如此なりし時に方り、恰も明治十九年光緒十二年一月、緬甸は新に英國に併呑せられたるが、之れと同時に西藏への使節問題も亦、一時に其解決を見るに至りたり。抑も緬甸は古來一獨立國にして、寛文五年康熙四十五年頃より時々清朝に入貢せしが、其君主の廢立及び隣邦諸國との離合常なかりし等の爲め、清國に對する入貢も自ら厚薄あり、反亂を企て子戈を以て相接すること亦た數々なりしも、乾隆大征の後、即ち寛政二年乾隆五十五年に至りては、全く清國の封冊を奉じ、一年一貢を約し、爾來其の慣例を持續したるものなり。

然るに英國は、已に印度を征服して其勢漸次東進し、十八世紀の末、緬甸との間に起りたる國事犯人引渡事件により、端なくも兩國の間に衝突を來したり。蓋し當時緬甸王は、其勢威を四方に振ひ、東方に於ては暹羅の境上なるアルタバン、並にテナツセリム兩州を服從し、西方に於てはアラカンを占領して、英

領ベンガルと接壤したるが、アラカン人等、緬甸王に服せず、兵を擧げて獨立を謀り、破れて英領ベンガルに遁れたるに、英領印度總督エルズリ侯は、之れを保護して國事犯人の引渡しを諾せず、而かも緬甸政府と協商する所あらんとし、大佐サイムス等を阿華に派遣せしも、孟雲の政府は、英人を以て一種の商人に過ぎずとなし、敢て之れに應せず、且つ政事上の犯罪者の引渡しを反覆し、新たにナフ河境上の英領側なる鳥岐の所有權を争ひ、兵をベンガルに出せる爲め、茲に兩國の衝突を來したるものにして、緬甸は一時能く英軍を防禦したるも、其の力盡き文化三年（西一八六六年二月二十四日）遂にヤンタボに於て講和條約を締結し、軍費として償金百萬磅の支拂を諾し、且、アツサム、アラカン、テナツセリムの三州を英國に割譲せり。

之れ所謂第一次緬甸戰役にして、右講和條約には、償金及土地割譲の外、通商條約締結の豫約英國理事官の駐劄、商人保護の件等の記載を以てしたるが、次で英國は通商條約の締結を請求したるに、緬甸は之に應せず、理事官の派遣も亦た之を拒絶し、且、在留英人を虐待し、或は之に金稅を課し、或は之を禁錮せり。印度總督ダルフージー卿大に之れを怒り、少將ラムベルトをして、阿華政府を詰問せしめ、且つ一万ルピーの償金と、地方官の謝罪狀とを請求せしめたるに、阿華政府之に應せず。是に於て兩國復び干戈を交ゆるに至りしが、緬軍又もや大に敗れ、嘉永六年（西一八五一年十二月二十日）ラングーンに於て講和條約を締結し、自希洲を英國に割譲し、是に於て下緬甸は全く英領に歸せり。

ラングーン條約の後、辛じて通商條約成立し、英商は陸續として上緬甸に往來するに至りしが、時の緬甸王は、依然として英人を排斥するの態度を取りしかば、佛國は此の機に乘じ、印度支那の東部に於て、自己の勢力を扶植せんと欲し、デロンクルを使節として緬甸に赴かしめ、緬王チイバウに説きて、明治十七年（光緒十一年西一八八四年）密に佛緬兩國攻守同盟を締結し、翌年一月十五日巴里に於て之を公表せり。而して該條約中

には、佛國はチイバウ王の實兄たる王位窺観者をシャンデルナゴルに於て拘禁す可きこと、緬甸國は湄公河左岸の領土を悉く佛國に割譲すべきことを載せたり。

英國は是に於て、佛國より其の鼻毛を抜かれたるの感なき能はず、意を決して緬甸併呑の政策を講じつゝありたる際、偶ま緬甸王と孟賈緬甸通商會社との間に紛議起りたる爲め、印度大守ダッファリン伯は、好機逸すべからずとなし、國王に最後通牒を送ると共に、英國理事官の護衛兵を從へて、國都に駐在することを逼り、英國臣民の保護を得せしめんとしたり。即ち換言せば、英國の保護を受くるや否やの確答を求めたるにあり。然るに緬甸王チイバウは、斷乎として其要求を拒絶せしを以て、ダッファリン伯は、印度事務大臣ラントルス・チアチル卿の訓令に基き、遂に宣戰を布告せり。

此戰に於ては、英の將軍ブレンタニアガスト、僅に一旅團の兵を率いて、イラッヂー江を溯り、首府マンダレーに向ひしが、途次多少の抵抗なきにあらざりしも、到處緬軍を破り、將に阿華に近づかんとせし時、國王の使節内務大臣ショーライアクキヨタ・ジョン、一隻の緬甸船に乘じ來りて休戰を乞ふ。將軍之に答ふるに、國王、首府、軍隊の引渡を以てしたるに、緬使之に應せしかば、英軍即ち進みて阿華市に入り、悉く緬甸の兵器を收め、更に進んで首府マンダレーを占領し、緬王及び其の一族を捕へ、遂に上緬甸の全土を併呑し了れり。時に明治十八年（光緒十一年西一八八五年）十一月二十八日にして、英軍の征途に上りしより、其局を收むるまで、其間僅かに二週間を出でずと云ふ。

然るに、當時此の緬甸に對して、支那は前述の如く、此地を以て己の藩屬國と認め、佛國も亦其勢力を此地に扶植せんとし、略ぼ其根據を作りたるに拘らず、兩國何れも其の手を拱して英國の處置に放任したる所以のものは、恰も清佛兩國が、安南に事を構へ、他を顧みる暇なかりしと、英軍が迅雷耳を掩ふに暇

あらざる機敏の處置に由りたるものとす。

英國は、茲に全緬甸を併呑して、支那と接壤するに至りたるより、新境界の整理の爲め、清國政府と協商を遂ぐるの必要を感じ、商議は前に英國首相サーウスベリ侯、續いてルーズベリー侯と倫敦駐劄清國公使との間に開かれ、其の條約案も亦一種にはあらざりき。而して其の案中には(第一)兩帝國を對等地位に置かんとする緬甸清國間の往復文あり。(第二)マンダレーの首座僧侶が、本事件を英國政府の關涉を離れ純然たる其本国の事件となさんとするあり。(第三)シャン州の領土とイラッデー河上の通商権とを清國に與へ、之に代ふるに清國の緬甸に對する貢献の要求を讓與せしめんとするあり。而して英國は、此れ等の點に就きて北京政府と交渉中、清國側に於て、英國が芝罘條約によりて取極めたる西藏派遣の使節を取消したらんには、清國より緬甸の朝貢使に對する要求は、唯形式的認容を以て満足すべく、別に其實行の詳細なる規定を要せざるべしとの意あるを知りたるを以て、兩政府は、該問題を迅速に決定せんことを欲し、西藏使節事件を加へて本條約を締結せり。是に於て英國は、西藏方面に對し、使節の派遣を中止して、印藏間通商開始の講究を豫約し、緬甸方面に關しては、從來の如く清國に對し十年一貢と云ふ朦朧たる關係に止め、イラッデー河上の航江權をも棄てゝ、緬甸全土に於ける英國の主權を承認したり。尙ほ貢獻問題に就ては、其後兩國間に於て屢々外交談判を開きたる末、貢獻は全く放棄せられ、之れに代ゆるに、清國はシャン國の重要な領土の一部を得たりしが、其後又清國は湄公河外の地の一部を佛國に割譲して、英國との約に背きしを以て、一度得たるシャン國の領土は、再び英國に取還さるゝに至りたり。緬甸に關する清英條約左の如し。

本文

大不列顛愛蘭女王印度女皇陛下、及清國皇帝陛下は、兩帝國間に存する親睦好意の關係を支持永續し、其臣民、及領土の間に通商上の交際を促進擴張せんとする誠實の希望を以て、下掲の條約を締結す。
大不列顛方には、女皇陛下のワシントン駐劄公使館書記官、此頃の清國に於ける女皇陛下の辦理公使聖シカエル、及聖ジオールジ最高勳位ニコラス・ロデリック・オコール、清國方には、總理衙門首相慶親王、總理衙門大臣工部侍郎孫、
第一條 十年毎に使節を派し、地方の物産を贈呈するは、緬甸國の常習なりしを以て、英國は緬甸の最主權者が、其常例の十年使節を派遣すべきに同意す。但し使節の一行は、緬甸種族たる可し。
第二條 清國は、英國が現今緬甸に行ひつゝある主權、及規則に屬する如何なる事柄に關しても、英國は其適當と思惟する何事をも自由に遂行すべきに同意す。
第三條 緬甸、清國間の疆域は、境界制度委員に依りて劃せらるべき、疆界通商の條件は、疆界通商條約に依りて決定せらる可し。兩國は清國、緬甸間の通商を保護獎勵するに同意するものなり。
第四條 清國政府が事情を探究せる所に據れば、芝罘條約特殊條款に規定せる西藏に使節派遣の事に關しては、多くの障礙の存すること明かなるを以て、英國は使節派遣の中止に同意す。
印度、西藏間の疆界貿易に對する配置を思料せんとする英國政府の希望に關し、清國政府は其の事情を綿密に探究したる後、通商の促進發達の目的を以て、人民を訓諭獎勵する方法を探るべき義務を有す。若し實行し得べき場合には、清國政府は進んで綿密に通商章程を調査すべし。若し又除去し難き障礙の存することを發見せし場合には、英國政府は之を強ゆることなかるべし。
第五條 本條約は批准を要す。而して其批准は本條約の記名の日附後、可及的速に倫敦にて交換せら

る可し。

其の證として、相互の協議者は其名を記入し、其紋章の印を捺せり。

耶蘇紀元一千八百八十六年六月二十四日清曆光緒十二年六月二十三日北京に於て三通之を作る。

ニコラス・ロデリック・オコール 印

慶親王印

孫毓汶印

(ロ) 印藏條約(一名シキム條約)

本條約は、清國より駐藏帮辦大臣副都銜升泰を、英國より印度總督マルクス・ランスドンを簡派し、明治二十三年(西一八九〇年)三月十七日(清曆二月二十七日)孟加臘の首府加爾各塔に於て記名調印し、同年八月二十七日(清曆七月十二日)英京倫敦外務省に於て、兩國皇帝の批准原本の交換を経たるものなり。名けて印藏條約と稱するも、印度、西藏の全體に關するものにあらずして、南印度の一小地方なる西金(哲孟雄)と西藏との境界、其他の關係を定めたるに過ぎざるものなり。

抑もシキムは東はブータン(條文の布坦)西はネボール(條文の所謂廓爾哈)に隣し、北は西藏に境するの地にして、古昔獨立の王國なりしが、國王は今より二百六十餘年前初めて西藏より此國に來れり。代々の國王は多く其室を西藏貴族に求む。現故に此國は印度に屬するより、國王の室も亦西藏法王近親者の女なりと云ふ。國內人種風俗宗教は西藏に似、上流語は西藏語を用ふ。現は寧ろ西藏に屬すべきなり。英國の勢力漸く印度の南端に及び、千八百十一年英國とネボールとの戰爭の際、英國はネボールより割取したる土地、即ちチライ及びモーラン等の喜马拉耶山下の廣地をシキム王に與へ、其代償としてシキム國を自國の保護國たらしめたり。

天保六年(西一八五五年)英國はシキム王に年々三百ポンドを與ふることを約して、主府大吉嶺、及、其附近を買收し、以て新殖民地を建設せり。萬延元年(西一八六〇年)コルネット・ガーラ英軍を率ひ、使節アスレーベンと共に、第二の主府タムロンに赴き、英人の貿易を許すこと、英人の旅行を保護すること、國內の道路を修築すること等の條約を結ぶと共に、國王に支給する年俸は増して一千二百ポンドとなせり。

シキムは、此の如く英國の勢力範圍に歸するに及び、當時未だ世界の秘密國として、其内情を窺知せらるざる西藏と隣接するに至りたるを以て、英國は此方面より入りて内情を探明せんとし、明治十七年(西一八八四年)前條約に基き使節を派遣せしが、西藏人の反抗によりて其志を達する能はず。明治十九年(西一八八六年)の緬甸に關する英清條約により、使節派遣の中止となるや、西藏はシキム王に説くに、英國使節の中止は全く西藏を恐怖するの結果なるを以てし、西藏の權力を示すと共に、益々シキムに干渉し、各種の貿易を禁止せしめ、又シキム王に勧むるに、西藏に移住すべきを以てせり。王は此勧告に従ひ、西藏に移り自國を棄つること殆んど二年、其間英國は、數々歸國を忠告せりと雖、王之を聽かず。又、王に左袒せる西藏人等は、英國の不備に乘じ、明治二十年(西一八八七年)兵をシキム境内に送り、ツアリ峠の麓リントウに堡寨を建設して、武備を嚴にし、英人の貿易路を遮断したり。英國大に之を怒り、翌二十一年、師を出して西藏軍を破り、悉く之をシキム境内より驅逐し、更にシキム王に交渉して、遂にタムロンに歸還せしめたり。

爾來英國は、駐在官を此に置きたりしが、内政外交、共に其指揮に依りて行はれ、名は保護國たりと雖、其實殆んど英國の領土となり、王は唯虛位を擁するのみとはなれり。夫れ此の如く、英國はシキムを以て其管下に歸せしを以て(一)、之と隣接せる西藏との境界を確定せざるべからず。(二)シキムは西藏と歴史的關係淺からざるを以て、其英國の主權に歸したるを、西藏の本國たる支那に承認せしむるの必要

あり。(三) ヒマラヤ山脈を以て境する印度、西藏境界線は、頗る長距離なりと雖、西方はネボール國、南方はブータン國、各其間に介在して、西藏との通路を開くに便ならず。獨りシキムは、直接に西藏と連接するを以て、英國昔年の希望たる西藏へ政治的通商的通路を開かんと欲せば、此地より進むの捷徑たるに若かず。(四) 前顯光緒十二年六月の條約に於て、印度通商に關し、章程を定むべきことを豫約せしを以て、之を實行するの必要あり。これ英國が清國に交渉して、全權委員をカルカツタに招き、本條約を締結したる所以なりとす。

本條約に依り、東はブータンの境界より、西はネボールの境界に至る印哲間の分水嶺を境界となし、清國は、英國がシキムに對して内政外交の權あることを承認し、其他通商、游牧、及、外交文書往復のことに関することは、更に双方商議を經て確定することゝせり。

本條約中、再議を經て確定すべきものに就ては、本訂約數年の後、明治二十八年光緒二十一年
西一八九五年清國より李某、委員としてカルカツタに至り、英國の委員と會して、一章程を議定せりと云ふ。明治三十四年五月、同地の事情を調査して歸來せる者に就き、通商に關し、現に行はれつゝある所を聞くに、大約左の如し。

一千八百九十五年五月一日より、シキム國境に近き西藏境内亞東に於て、印藏兩國人の貿易場を開始し、鹽、茶、酒、戎器、彈藥は輸出入共に禁制なりと雖、尙依然舊狀を繼續す。只出入共、稅關に於て重量價格を登記するの手續を要するのみ。稅關長は英人ハンドソンにして、總稅務司ロバート・ハートの管轄下に事務を執り、外に支那人、西藏人數人あり、關長の命を仰ぐ。人の來往は、貨物の出入の如く自由ならず。英國人は、亞東稅關所在地に來り、物品を賣買し又居住し得るも、稅關より一步も西藏内に進むを許されず。西藏人

は稅關所在地に居住するを許されず。シキム地方に至るは全く禁制にあらずと雖も、其出づるや、或日限を嚴守せざるべからざるのみならず、旅行出願の手續甚だ複雜なるを以て、實際上容易に出入する能はず。而して西藏人の出入、及、外人の入西藏は、西藏ツァイボ(一行政官)亞東稅關より西四五丁隔る處にありて之を監視すと云ふ。

本文

- 第一款 藏哲之界、以自布坦交通之支莫擊山起、至廓爾邊界止。分哲屬梯斯塔、及、近山南流諸小河藏屬、莫竹、及、近山北流諸小河、分水流之一帶山頂上爲界。
- 第二款 哲孟雄由英國保護督理。即爲依認其內政外交、均應專由英國逕諸部長暨官員等除、由英國經由準行之事外、概不得與、無論何國交涉來往。
- 第三款 中英兩國、互允以第一款所定之界限爲準。兩國遵守並使兩邊各無犯越之事。
- 第四款 藏哲通商、應如何增益便利一事、容后再議務期彼此均受其益。
- 第五款 哲孟雄境內、游牧一事、彼此言明俟查明情形后、再爲議訂。
- 第六款 印藏官員印公交涉如何文移往來、一切彼此言明俟后再商另訂。
- 第七款 自此條款批准互換之日起、限以六箇月、由中國駐藏大臣、英國印度執政大臣、各派委員一人、將印藏條約補遺條款、並、亞東開放に關する規定、
- 第八款 以上條款既定后、應送兩國批准。隨將條款原本在倫敦互換彼此各執以照信守。

光緒十九年十月二十八日
一八九三年一二月五日 大吉嶺に於て調印。

一千八百九十年、シキム、西藏條約に増補せらるべき貿易、公的通信、牧場に關する規定、及、亞東開放に關する規定。

一、西藏側の境界に於ける亞東に一貿易市場を開設し、一千八百九十四年五月一日より、貿易の爲め凡ての英國臣民に開放せらる可し。

印度政府は、其市場に於ける英國貿易の状況を監視する爲め、官吏を派遣して自由に亞東に住居せしむることを得べし。

二、亞東に於ける貿易に從事する英國臣民は、境界と亞東との間を彼處自由に旅行し、亞東に居住し、自己の居住の爲め、又は貨物蓄藏の爲め、家屋若くは倉庫を貸借すること自由たる可し。
清國政府は、前記の目的の爲め、適當なる建物を英國臣民に供給すべく、又印度政府が第一條の規程に基き、亞東に居住を命じたる官吏に、特別にして適當なる邸宅を供給する様取計ふべし。英國臣民は何人たるを問はず、金錢を以て或は物々交換によりて其貨物を賣却し、内地産の物産を購入し、又如何なる種類の運送具を使用するも、何等煩はしき制限を受くることなく、一般地方習慣に従ひて其業を營むこと自由たるべし。斯る英國臣民は、其生命財産の十分なる保護を受くべし。西藏當局者の休憩所を設立したる境界と、亞東との間たるロンデヨウ、及びターチウンに於て、英國臣民は旅行を中止し、此處に日極め貸借にて止宿することを得べし。

三、左記物品、即ち武器、彈薬、軍需品、鹽、酒類、魔醉劑等の輸出入は、兩國孰れかの政府が、任意によりて全然禁止することを得べく、又孰れかの政府が、自己の方に於て課稅するを適當なりと思考し得べき條件に於てのみ許容することを得べし。

四、前條に列舉したる種類以外の貨物にして、シキム、西藏の境界を經由して、英領印度より西藏に入るものの、又は反対に西藏より英領印度に入るものは、其出所の孰れにあるを問はず、亞東開放の日附より始まり、五箇年期間免稅たるべし。然れども若し此期間を経過したる後は、望により一定稅率を相互に協定し、之れを實施することを得可し。

印度茶は、支那茶が英國に輸入せらるゝ輸入稅に超過せざる稅率を以て、西藏に輸入せらるゝことを得べし。然れども印度茶の貿易は、他の商品が免稅せらるゝ五ヶ年の期間は停止せらるべし。

五、亞東に到着する凡ての貨物は、英領印度より到ると、西藏より到るとを問はず、貨物の種類、數量、價値等に就き、詳細なる報告を該地税關に差出し、検査を受く可し。

六、西藏に於て、英國民と清民若くは西藏人民との間に紛議の起りたるときは、能く事情を探究し、シキムに派遣しある政務官と清國々境官吏と、面談を遂げて之を決定すべし。

七、印度政府より、清帝國西藏駐劄官宛の公信は、在シキム政務官より清國々境官吏に之を手渡し、清國官吏は、急使を以て之を達すべし。

清帝國西藏駐劄官より印度政府宛の公信は、清國々境官吏より在シキムの政務官に之を手渡し、政務官は出來得る限り速に之を送達すべし。

八、清國と印度官憲との間に往復する公信は、相當の敬意を以て取扱はれ、飛脚は兩政府の當局者より、往返の際便宜を與へらるべきものとす。

九、亞東開放の日附より一年經過の後、尙ほ引續き其家畜をシキムに於て牧養せんとする西藏人は、英

國政府がシキムに於ける牧養に關し、時々發布する規則に從ふべし。斯くの如き規程に就ては、適當なる注意を與ふべし。

一般規程

- 一、在シキム政務官と、清國々境官吏との間に意見の衝突ある時は、各自其長官に此事を報告すべし。各上長官の間に於て尙ほ決定を見ざる時は、各自其政府に申告して處決を請ふべし。
- 二、本條約實施の日より五箇年經過の後は、各當事者より六箇月前に申告あれば、特に任命せられたる委員にて本條約を改訂することを得べし。而して委員は自己の考へにて諸種の改訂、及、擴張を決定し、又採用するの権利を與へらる可し。
- 三、シキム、西藏條約第七條に基き、該條約の四五、六條の三個條の下に保留せられたる問題に最後の決定を與ふるに付、會合討議する爲めに、英清兩國政府より協同委員の任命せらるべきことを契約せられ、而して斯くの如くして任命せられたる委員と會合して、該問題即ち貿易、通信、牧場等の問題を討議したる上、更に進んで前記九個條の規程、及、三箇條の一般規程より成る取極書に調印し、該九箇條、及、三箇條の規程は、本條約の一部分を形成するものなることを宣言することを命ぜられたり。此證として各委員は、下に其名を署するものなり。

一千八百九十三年十二月五日、即ち光緒十九年十月二十八日ダーティングに於て四通を作る。

英國委員 アルフレッド・ソオリス・ボール印
清國委員 何 長 荣印
稅務司 ジェームス・エーチ・ハート印

(八) ヤング・ハズバンド大佐の遠征、及、清英續訂藏印條約

英國の對西藏政策は、漸次其歩を進めつゝあるも、翻つて西藏を見れば、其嘗て支藩たりし布坦、西金(哲孟雄)等逐次英國の蠶食する所となれるを以て外人に對する憎惡の念禁する能はず、遂に益々鎖國主義を以て國是とし、シキム條約の實行に關しても、遲々として要領を得ず、是を以て英國は數々清國に迫り交渉を重ねたるも、遷延又遷延に及びしかば、英國は更に方針を一轉して、達賴喇嘛に直接談判を開始したるも、是れ亦た言を左右に託して、遂に條約全部の履行を見る能はざりき。

是より先き、露國が西藏に着目して得意の籠絡手段を弄し、達賴喇嘛を藥籠中のものとしたるは、既に前章に説けるが如く、時恰も日露戰爭に際せるを以て、英國は此機を失せず根據を西藏に作らんと欲し、明治三十六年(西一九〇九年)ヤング・ハズバンド大佐に命じ、遠征隊を率ひ、シキムより西藏に侵入せしめたり。蓋し其目的は、シキム條約の全部實行を迫ると同時に、西藏の國力を偵察するにありたるものとす。

遠征隊は、十二月十三日キンチエンヨングに達し、ツンビ河濱に入れり。此處に數名の清國官吏ありて、形式上の故障を唱へたるも、何等抵抗を爲さずして一行を迎接せり。其進んでファリに達したるは十二月二十四日なりしが、此地に於て翌年三月迄滞在し、マクドナルド將軍の率ゆる分遣隊の來着を俟て、三月二十七日更に前進し、江孜に至る。此地は拉薩、及、札什倫布に至る道路の分岐點にして頗る要地なり。三月盡日ツナと稱せる西藏軍の衛戍地に達せし時、特に拉薩より派遣せられたる一將官來りて、英軍の前進を制止したり。然れども大佐は、英軍の使命の平和的なるを告げ、之に前進を許すの却つて利益なるべきを説きつゝありたるが、其の談判未だ終らざるに、千五百の西藏人拔刀して急に英軍を襲ひ、

マクドナルド將軍の身邊に肉薄せしかば、將軍は突差自ら短銃を以て敵二人を斃し、デイリーメールの通信員は、寫生中を襲はれて十二個所に負傷したり。英軍は約千人にして、大砲一門、機關砲二門を以て直に之れに應戦せしかば、刀劍又は火繩銃を以て戦へる西藏人は、忽にして潰へ、死傷七百を残して退却せり。英軍は逃るを追ひて江孜に入り、軍を止めて拉薩駐藏大臣に意を通じ、達賴喇嘛より正當に全權を委任されたる西藏官吏と共に來りて談判を開くべきを促したり。然れども喇嘛は露國に依頼して、英國との交渉を開くことを承諾せざりしが、斯かる間に六月七日に至り、前後西藏に入れる英軍の總數四千六百人に達し、砲十二門を有するに至りしかば、六月二十九日二人の西藏人、休戦旗を掲げて大佐の營に至り、西藏代表者の到着を待つ爲め、休戦せんことを請ふ。是に於て一定條件の下に、三十日日没までを期して休戦を約す。然るに其期日に至り、更に休戦の延期を請へり。七月二日に至り、西藏の代表者到着し、先づヤング・ハズバンド大佐に會見せり。其際大佐は代表に對し、縷々兩國の今日あるに至りたる顛末を述べ、其の抗敵行爲に出でたるを詰りたるに、代表者は之れに對して辯解する所ありしが、結局要領を得ずして別れたり。更に大佐は商議を開始するに先ち、其地の砲壘より西藏人の撤退せんことを要求したるに、代表者は達賴喇嘛の命を得るに非らざれば諾否の答を爲し難きを述べ、其砲壘は益々戰備を修むるに汲々たるの狀あり。斯くて最後の休戦期たる五日正午となれるも、代表者より何等の申出なかりしかば、マクドナルド將軍は砲壘の攻撃を開始し、藏軍は頑強に抵抗する所ありしも、其砲壘は遂に陥落し、後之を破壊せられたり。十三日ヤング・ハズバンド大佐は、檄を遠近に移して拉薩行進の目的を西藏人民に曉諭し、其翌日を以て大佐は約二千六百の將士に護衛せられ、拉薩に向つて進發せり。途上至る處敵の砲火を受け、十九日ナガーツエに達するや、西藏の講和代表者の來るに會せり。彼

れは拉薩の純然たる宗教府にして國事を商議するの地に非らざるを言ひ、使節の江孜に引返して同地に會商せんことを請ひしが、大佐は從來の經過に鑑みて之を峻拒し、入府の旅程を續けて、八月三日正午を以て、初めて其目的地たる拉薩に入れり。是れより先、達賴喇嘛は布達拉宮を出で、青海方面に走れり。英軍はナガーツエ附近なるカローラ嶺を越へてより以來、復た西藏人の抵抗に遭はず。其拉薩に入るに先ち、同所にありし西藏兵は、府外の地に撤退し、府民は些の惡意を示すことなく、唯奇異の觀を以て英軍を待ち、其駐屯地附近には、盛に市場を開きて遠來の珍客の需要に應せり。駐藏大臣は、先づ英國使節を訪ひ、條約の協定に關しては、及ぶべきだけの力を添ゆべきを言ひ、軍隊に贈るに食料品を以てし、涅泊爾の代表者も亦來りて使節に謁し、爾來其便宜を圖れり。大佐は速かに條約の協商を開かんことを西藏當局者に迫りしも、當局者は互に其責任を譲り、空しく數十日を経て始めて折衝を開くを得、駐藏大臣及西藏の高官は書を達賴喇嘛に送り、其拉薩に還らんことを請ひしに、達賴は却つてドルヂエと共に更に蒙古に避遁せることは前章に説けるが如し。遂に副王班禪額爾德尼と商議の結果、十箇條より成れる條款を訂結せり。時に明治三十七年光緒三十年西一九〇四年九月二日なり。

其條款は、前章に記せる清英續訂藏印條約の附約と全く同一文なれば茲に略す。

右調印後、ヤング・ハズバンドは、更に清國駐藏大臣有泰をして此條約を承認せしめんと欲し、左記協商案を提出して調印を求めたり。曰く、

光緒十六年のカルカツタ英清條約、及、十九年訂立せし協約内に疑惑爲難の處あり。藏人は清國の開導を聽かず、且つ悉く之を遵行辨理せざるが故に、英本國は應に自ら辨理せんと欲し、特に邊務大臣ヤング・ハズバンドを派し、清國駐藏大臣有泰と會商し、一切を妥辨せんとせしも、未だ事宜に協はす。即ち光緒十六年條約内に於ける疑惑爲難の事を以て、英本國と西藏との間に十條を締結し、清國欽差

駐藏大臣有泰之を査閱して異議なきに由り署名調印す。今回清國と協商定約の後は、西藏少しも之に違背することを得ず。本件は光緒十六年、十九年に英國と清國と締結したる條約、及規則中妥當ならず、且實行し難き所ありて、西藏は之を遵行せざるに因り、英國は特に全權大使ヤング・ハズバンドを派し、境界に至り會議せんとせしに、意外にも兵端を啓き和好を失するに至れり。茲に締結したる十條は、達賴喇嘛と英大臣ヤング・ハズバンドと會商して、締結調印したものにして、是より以て和好を修せんことを期す。

駐藏大臣有泰は、右照會に接するや、清曆七月廿三日を以て、其條文を清國政府に電報し、且つ其末文に、「英官は、本條約の締結は、英國皇帝の勅旨なるを以て、決して變更すること能はずと聲明せる旨を附記せり。清國外務部は、同月二十八日有泰の電報に接し、直に電訓して曰く、「本條約は清國の主權を害するものなるが故に調印すべからず」と。駐藏大臣は其趣を英國に通牒せしも、英國は頑として之を排斥し、爾後兩國の交渉談判を印度カルカッタに於て開始せしも、兩國相執て下らざりき。

當時露國は、滿洲に於て連戦連敗、全力を該方面に注がざる可からざるの秋なりしを以て、又英國と西藏問題を争ふの餘裕なく、只だ佛獨駐清公使等の陰に陽に清國に對し助言を與へたるが如きも、遂に英國の主張を枉ぐる能はず。而して此問題の遷延は、畢竟清國政府の不利となり、徒らに西藏土民の不信用を來し、其内政整理に對して妙なからざる障礙を來すの虞あるに至りたるを以て、清國政府は提議の上、談判地を北京に移し、明治三十九年（光緒三十二年、西一九〇六年）四月中旬より外務部と英公使との間に談判を開始し、四月二十七日に至り、次の條約の調印を見るに至れり。

中央續訂藏印條約

一千八百九十年三月十七日（光緒十六年、二月二十七日）、及、千八百九十三年十二月五日（光緒十九年、十月二十八日）清英兩國定むる所の兩國の藏印條約所載の各款は、西藏が其實施を肯せざるに由り、英國政府は法を設け、該兩條約の權利を保全せざるを得ず。故に光緒三十年七月二十八日（西一九〇四年九月七日）拉薩に於て締結し、光緒三十年十月五日（同十一月）印度總督が英國政府に代り批准したる英藏條約十一條、並に同條約に變更を加へたる當日の聲明を茲に附屬せしむ。

第一條 英藏兩國は、必らず力を盡し法を設けて、千九百四年九月七日（光緒三十年、七月二十八日）定むる所の條約（本文の附約）を實行するを得せしむべし。

第二條 英國政府は、西藏の土地を其版圖に收容せざること、並に西藏の内政に關與せざることを承諾し、清國政府も亦、他國が西藏の内政に關與し、或は西藏の土地を占領することを許さざることを承諾す。

第三條 千九百四年九月七日の英藏條約第九條第四節に聲明する所の各種の權利は、清國に與ふるを除くの外、別に他國政府並に他國人に與ふるを得ず。但し其第二條所載の市場には、英國は電線を設けて印度境内に通信するの利益を得べきことは清國と協商を經たり。

第四條 千八百九十年の英清條約と、千八百九十三年の章程に載する所の各條にして、本條約、及、附約に違反せざるものとは直に施行すべし。

第五條 此條約は、英清兩國文を以て作成し、詳細に校正し、兩文符合するものとす。但し文義上の爭點あるときは、即ち英文を以て本據となす可し。

第六條 此條約は、兩國の皇帝に於て批准署名すべし。其批准書は兩國全權署名の日より起算し、三

ヶ月を限り、倫敦に於て交換すべし。

今英清兩國大使は此條約に記名調印す。英文四通漢文四通を作り證據とす。

大英國欽差駐劄中華便宜行事全權大臣 アーネスト・サトウ
大清國欽差全權大臣外務部右侍郎 唐紹儀

光緒三十二年四月初四日

西曆一千九百零六年四月二十七日

於北京 調印

光緒三十年七月二十八日、即西曆一千九百四年九月七日締結したる條約、及聲明を左に掲ぐ。

光緒十六、十九年、清國と英國と定むる所の二回の英藏條約は、其意義並に施行に付き、均しく疑難の處あり。又英藏間歴年和好なるも、近年事故の爲め、感情圓満ならざるに因り、今重ねて舊好を修め、疑難する所の事を全く解定せんと欲し、茲に大英國政府は、特に邊務大臣ヤング・ハズバンドを派し、噶爾丹長羅生憂爾曾、及噶布倫、並に色拉、噶爾丹三寺の呼圖克圖は、西藏民教諸首領と西藏を代表し、左に列記する條款を議定せり。

第一款 西藏は光緒十六年西一八〇〇年清英兩國定むる所の條約を遵行することを承認し、亦同條約第一條に定めたる哲孟雄と西藏の邊界を承認し、且つ此款を按じて界石を建つることを承諾す。

第二款 西藏は江孜、噶大克、及、亞東を通商場となし、英國、及、西藏商民が隨意に往來貿易することを承諾し、且つ光緒十九年清國と英國と締結したる條約内に亞東に關係ある各款は、江孜、及、噶大克にも亦た

附 約

同様に施行すべきことを承諾す。但し爾後英國西藏双方共改定を承諾するときは、右三個所は其改正規則に従つて辦理すべし。同處に於て通商場を設立することの外、西藏は現に行通する道路の貿易は總て阻礙することなる可し。將來商業盛なるに至らば、斟酌の上別に通商場を設くるを許すべく、其方法は上述の規則に従ひ、同様に辦理すべし。

第三款 光緒十九年清英條約中改正すべき處は、別案として斟酌處辨すべく、西藏は其際專權を有する官吏を派し、英國政府の派遣する官吏と會議の上、改正することを承諾す。

第四款 西藏は、將來制定する稅則内の課稅の外、何種の稅たるに論なく、總て徵收せざることを承諾す。

第五款 西藏は、印度の境界より、江孜、噶大克に通する各通路に對し、毫も阻礙を與ふることなく、且つ隨時修理して貿易の便を計る可し。又亞東、江孜、噶大克、及、將來續て開設する通商場には、西藏は官吏を居住せしめ、英國も亦官吏を派して右各處を監管せしむ。英國官吏が、西藏官吏或は駐藏清國官吏に公文を送付する場合には、通商場に居住する右西藏官吏は、責任を以て之を受領轉送すべく、返信送付の場合も亦同様たる可し。

第六款 西藏は、條款に違背するに因り、其責任を問ふ爲め、英國は兵を拉萨に派遣し、又拉萨に赴きたる英國邊務大臣、及其隨員保護兵等は、西藏の爲め侮辱攻擊せられたり。是を以て西藏は、兵費、及、侮攻の無禮を加へたる賠償として、黃金五十萬磅に相當する銀七百五十萬ルピーを英國政府に支拂ふべし。此賠償金は、或は西藏境内、或は英領大吉嶺、孔拉白古里等、英國が隨時指定する所の地に於て支拂ふべく、其支拂ひ方は毎年西曆一月十日に十萬ルピーづゝを支拂ひ、七十五個年に完済することとし、其授受の場合は、英國政府より豫め通告すべく、第一期支拂は西曆一千九百六年一月一日とす。

第七款 上述の賠償金の支拂及第二、第三、第四、第五款の通商場を開設するの擔保として、英國政府は兵を春丕に駐屯し、賠償金が悉く償還せられ、而して通商場は差支なく開設せられたる三年後の最終日を以て撤退すべし。

第八款 西藏は、印度邊界より江孜、拉薩に至る砲臺山寨等を悉く削平し、又通路を阻礙する武備を全く撤退することを承諾す。

第九款 西藏は、英國政府先づ承諾するにあらざれば、左記五項のことを擧辨する能はざるものとす。

一、西藏の土地を譲與、賣却、租借、抵當其の他如何なる名義を以てするも、其の權利を外國に許與するを得ず。

二、西藏一切の事に對し、何れの外國も關涉するを得ず。

三、何れの外國も、官吏又は代理人を派して西藏境内に進入せしむるを得ず。

四、鐵道、道路、電線、礦山其他何種の權利たるに論なく、均しく各外國籍に屬する人民に許與せしむるを許さず。若し此種の利權を許す時は、之れに相當したる權利、或は同じき利權を同様に英國政府にも享受すべし。

五、西藏の各收入、或は貨物、或は金銀錢幣等の類を、各外國或は各外國籍に屬する人民に抵當として給與することを許さず。

第十款 此條文は、共に五通を作り、協議したる各員は、光緒甲辰年七月二十八日、即西暦一千九百四年九月七日、拉薩に於て記名調印して證となす。

大英國邊務大臣 ャング・ハズバンド印

達賴喇嘛印
噶布倫印
別蚌寺印
色拉寺印
噶爾丹印
西藏首領印

英國西藏兩國委員は、今日定むる所の條約は、英文を以て標準となすことを聲明せり。

印度總督 喞士爾署名

印度政府外務大臣 フレーザー署名

此條約は、西暦一千九百四年十一月十一日印度新辣に於て、印度總督之を批准せり。

印度總督の聲明したる條款は、既に批准したる光緒三十年七月二十八日、即西暦一千九百四年九月七日に訂結せる英藏條約の内に附す。光緒三十年七月二十八日西暦一千九百四年九月七日、英國の派遣したる邊務大臣ヤング・ハズバンドは、英國政府に代り、噶爾丹寺長羅生憂爾曾、及、噶布倫、並、色拉、別蚌、噶爾丹三大寺の呼圖克圖は、西藏民教諸首領と西藏を代表し締結したる此條約は、印度總督の批准を經、並に恩惠的に左の件を許せり。即ち同條約第六款の西藏は、英國に賠償すべき入藏兵費七百五十萬ルピーを二百五十萬ルピーに減すべし。又た同條約に定めたる賠償金三年三期支拂の後には、英國の派遣せる春丕の占領兵は、撤退することを聲明す。但し同條約第二款に定めたる通商場は、西藏は第七款に照して三年間に開設すべく、且つ條約内の各節に照して、一々誠實に處

辨すべし。

此款は西暦一千九百四年十一月一日印度總督之に署名せり。

印度總督外務大臣 フレーザー署名

此に於てか英國は西藏に對して全く優越權を獲得せり。而して英國は又深く露國の籠絡策に學ぶ所あり、副王班禪額爾德尼を誘致して、印度に於て英國皇太子に謁見せしめ、或はシキム王子を勧誘して英京に留學せしめ、自國の文明を該方面より漸次西藏に輸入せんとし、一面巨資を投じて境上の新路を開鑿し、將來鐵道の敷設を容易にし、加るに邊境電線を接續して、他國の動靜を知るに備へつゝあり。將來世界秘密國の開發は、意外の速力を以て進行するなからんか。

六、最近の西藏、及、英支露の關係

現在支那は、西藏に對し、單に屬國たるの空名を存するのみにして、其實權は殆ど英國の握るところとなり、近年に於ては西藏と支那との境界に對し、寧ろ英國より之が解決を支那へ迫るに至り、英國は大正八年駐支公使ジョルダンをして、該問題の解決に努力せしめたるも、當時英支の主張に大なる逕庭ありて、表面其儘に附せられしが、英國は事實に於て、着々其實行を進めつゝあり。昭和四年八月に至りて、各新聞は一齊に左の通信を報導したり。

(二) 西藏獨立の策動 八月二十六日 漢口發

露支問題のドサクサに乘じ、英國は印度兵、英兵五萬を川邊特別區域に入れ、西藏人を助けて特別區

域の回収、西藏の獨立を煽動中との情報あり。其兵力十萬と云はれ、支那軍過少にて、これに對抗出来ずと。

(三) 西藏の獨立 八月二十九日 上海發

支那側の報道によれば、西藏に於ける漢民族排斥運動は、最近非常に具體化し、遂に達賴喇嘛を國王兼教主とし、政教一致の西藏王國の獨立を宣言して、西藏政府を組織し、財政、鑄幣、牧畜、交通の四顧問を印度及び緬甸より招聘したるが、之等顧問は、皆な英國留學生出身なりと。

此報道に依れば、英國の西藏政策は、愈々其行動を露骨にし來りたるものにして、一方露國は、國內の整理に忙殺せられて從來の關係を主張するの餘裕を得ず、支那も亦た、露支問題の係争、並に國內の混亂より、到底西藏問題の爲めに其手を下す能はざる狀態にありて、他日三國間の葛藤想見するに難からざるものありと雖も、然かも支那が、目前歴史上の宗主權と天賦の富源とを擧げて、坐ながら英國の爲すが儘に附し、其背面的國防を破却し去らるゝもの、東洋平和の爲め千歳の痛恨事と謂はざる可からず。

七、青 海

青海は、蒙古と西藏との中間に位し、平野地帶と山脈地帶との調和宜しきを得て、東西七百哩、南北四百哩の大地積を擁し、十二の王族によりて分擔自治せらる。而して支那の二大流域たる黄河及び揚子江は、何れも其の源を此地に發し、未だ斧鉗を入れざる優良なる森林は到る處に覆はれ、豊沃なる平原地域は、多額の資源に富み、農産の開拓に適し、畜産、鑄造等亦た擧げて數ふべからざるものあり。殊に多量なる水力は、工業の資源として最も有望視せらるゝ所なり。

第十章 全滿蒙鐵道網の統一

一、將來の交通系統

全滿蒙の大勢を視れば、北に露國の一勢力あり。南に整然たる南滿鐵道あり。中部は吉會鐵道將に連ならんとす。東支鐵道は、西に露領本國深く數千哩の鐵道網よりなる背景を有し、歐亞の交通路として、東は浦鹽港を備へ、沿線の物資を吸收して東西に呑吐せらるゝ一大系統をなせり。南滿鐵道は、東支鐵道南部線と聯なり、東支鐵道と同じく、歐亞の交通路として、南滿洲を縱斷し、大連港に出で、支那全土中鐵道網の最も稠密なる奉天省の中央部を貫きて、多くの培養線を有せり。而して其吸收せらるゝ物資は、大連港其他に依りて、世界の市場へ輸出せらるゝのみならず、朝鮮半島の幹線鐵道と連り、將來益々有望視せらるゝ一系統なりとす。尙ほ奉天より天津を経て北京に至る京奉鐵道は、支那大陸と滿洲とを結ぶ唯一の幹線にして、途中、葫蘆島及び太沽の兩港あり。蓋し葫蘆島港は、大に有望視せらるゝ所なるも、大連と對抗するに足る可き設備を爲さんと欲せば、更に數千萬圓の投資を要し、且つ地形上、物資の呑吐港として遠く大連に及ばざるものなきにあらず。從つて京奉鐵道は、専ら滿洲と支那内地との連絡鐵道として重要視す可きも、世界交通運輸の大系統をなすには足らざるなり。尙ほ將來、黑河齊々哈爾、洮南、赤峯、北京等を貫き、滿鐵と併行する線路の敷設せらるゝ曉に於ては、沿線地方の開拓及び支那内地との連絡上最も有望にして、滿鐵とは、全く其性能を異にする交通系統の資格を備ふるものとす。次に吉會鐵道に至りては、目下問題の解決上、一頓挫の姿にありと雖も、既に一部の工を終へ、早晚全通せらる

可き前途を有するものにして、本線路は北韓の幹線鐵道と連絡し、且つ羅津或は清津港に出で、日本の本洲各港と相對し、又、西端は吉林より長春に至りて、滿鐵と聯り、其沿線並に滿洲中部の培養線を爲し、北方は三姓方面肥沃地方の開拓に資するは言ふ迄もなく、殊に我國防上に於て、最も重視す可きものある交通運輸の一系統たり。而して滿蒙地方に於ける將來の交通系統を大別すれば左の如し。

- 一、支那内地と連絡する京黑鐵道
- 二、海外諸港と連絡する南滿鐵道
- 三、日本内地と連絡する南滿鐵道
- 四、露西亞本國並に浦港と連絡する東支鐵道
- 五、支那背域の開拓並に歐亞連絡を司る可き滿洲青海間、及、蘭州伊犁或は喀什噶爾間の鐵道

滿蒙地方は、既設鐵道の總延長約四千百哩に達し、其投下資金十一億一千萬圓を超へ、支那領土中最も密度の大なる地方たり。然れど具さに之等の鐵道を觀察すれば、多數の鐵道中に於て、眞に健全なる發達を爲せるものは、日本の滿鐵線及び露國を中心とする東支鐵道の二線にして、兩者は何れも相當多數の培養線を有し、經營整然たり。之れに亞ぐを英借款官辦に係る京奉鐵道とし、其他の鐵道は、皆な殆ど

間に合はせ的建設に係り、其經營何れも統一を缺き、操業亂れ、運輸能率頗る劣勢なり。畢竟是れ地方的開拓若くは營業的に活動するよりは、寧ろ専ら軍事的利己的に操縦せらるゝによるものとす。言ふ迄もなく鐵道は、一朝有事に際し、軍事輸送は己むを得ざる處なるも、支那の如く混亂を不斷とする國情にありては、常に其度を越へて、到底堅實なる鐵道の經營を許さざるに至る可く、隨つて其主體たる鐵道經營と地方開拓とに對して全く其目的を失ふるに至るの虞れあるものなりとす。依て之等の諸鐵道に於て協力一致し、從來の軍閥濫用の手より脱却し、全力を地方開拓と其經濟的發達とに注ぐは、是れ豈に今日の最大急務にあらずや。

滿蒙に於ける既設鐵道は、既に二十餘線に達し、其經營は何れも單獨自營の策を執りつゝあるも、今將來の交通系統を考查し、之に據りて全滿蒙鐵道網の計畫に合致す可きものを列舉せば、總延長約三千九百三十二哩を數ふべく、此内日本の經營六百九十五哩、日支合辦百四十哩、日借款五百九十八哩、日本關係の貸資三百八十三哩、此合計約一千八百十六哩にして、全延長の四割七分を占む。又、露國關係は一千三百三十哩、英國關係は約二百六十二哩、合計一千三百九十二哩にして、之を總延長より差引けば、殘約二千五百二十九哩となり、此殘部中、日本關係のものは約七割にして、支那官商辦の線路は約三割に過ぎざるものとす。

茲に滿蒙鐵道統一網既設線表を示せば左の如し。

全滿蒙鐵道統一網既設線表

線名									
區間									
組織									
東海	海	綏	奶	海	拓	海	通	昂	長
支	京	海	綏	奶	海	拓	海	通	昂
滿洲里、 哈爾濱、 寬城子、	海倫、 東京、 城	長家口、 包頭鎮	吉林、 盤石、 海龍、 海倫	打虎山、 通遼	奉天、 海龍、 其他支線	長春、 吉 林、 敦 化	本溪湖、 牛心臺、 城廬	圖們江岸、 老頭溝	長春、 吉 林、 敦 化
露支合辦	支官合辦	支官合辦	支官合辦	支官合辦	奉天省官商合辦	支官合辦	支官合辦	支官合辦	支官合辦
五呎	同	同	同	同	同	同	同	同	同
呎	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、〇七〇、〇	六〇、〇	一三四、六	三八四、〇	五、〇	一二四、四	一五七、〇	一四三、〇	一八八、〇	二六五、〇
一、〇七〇、〇	六〇、〇	一三四、六	三八四、〇	五、〇	一二四、四	一五七、〇	一四三、〇	一八八、〇	二六五、〇
四六五、〇〇〇、〇〇〇	三、一八〇、〇〇〇	一七、三〇〇、〇〇〇	一九、五〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	七、三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	四、四〇、〇〇〇、〇〇〇
四六五、〇〇〇、〇〇〇	三、一八〇、〇　〇	一七、三　　、	一九、五　　、	二〇、〇　　、	七、三　、	二〇、〇　　、	二〇、〇　　、	一、〇〇、	四、〇〇、〇　　、
六九五〇	六三、四	一四、〇	一四、〇	六二、八	一〇六、〇	二六五、〇	二六五、〇〇〇、〇〇〇	四四五八、二六三	四、四五八、二六三
四四〇、〇〇〇、〇	一七〇、〇	一七〇、〇	一七〇、〇	六三、四	六三、四	六三、四	六三、四	六三、四	六三、四
四四〇、〇　　、	四四〇、　　　、	四四〇、　　　、	四四〇、　　　、	四四〇、　　　、	四四〇、　　　、	四四〇、　　　、	四四〇、　　　、	四四〇、　　　、	四四〇、　　　、
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四呎八吋半	二呎六吋	四呎八吋半	二呎六吋	四呎八吋半	二呎六吋	四呎八吋半	二呎六吋	四呎八吋半	二呎六吋
米	米	米	米	米	米	米	米	米	米
投下資金									
延長									
軌間									
組織									
區間									
線名									

支那通	穆	稟	小城子、穆	稟	同	上	三七、〇	三、一八〇、〇〇〇
齊	奉	山海關、奉天、其他支線	英、	借款官辦	同	五、呪	二六二、〇	一九、八八〇、〇〇〇
総	裕	女兒河、大密溝	支、	礦	同	四呪八吋半	一一、〇	一、一三、〇〇〇
計	昂々溪、齊々哈爾	官商款辦	同	同	同	一九、四	七〇〇、〇〇〇	一、一〇七、五七一、八九六
						三、九三二、六		

支那鐵道の眞に完全なる發達を期せんとするに當り、其の根本に於て、國內の政情に捉はれず、軍閥濫用の手に委せしめざる方法に依り、之れが施設を講せざる可からざる以上、其の方法としては、唯東洋平和の維持に任じ、且つ共存共榮の關係にある日本との提携に俟たざる可からざるは言はずして明かる所なりとす。況んや現在に於ける全滿蒙鐵道の資金並に經營關係に於て、其の密接なること上記の如きものあるに於てをや。然らば即ち全滿蒙既設鐵道の統一經營は、此狀態より見るも、先づ日支の提携を急務とし、此提携により甫めて其效果を奏す可きものたるを疑はず。

三、計畫鐵道の統一

從來計畫せられたる多數の鐵道を顧るに、支那政府若くは各省の計畫鐵道は、何れも内亂を未然に防遏せんが爲め、或は自我勢力の扶殖を主眼としたる軍政的概念の發露に外ならず。又た外國より持ち込む鐵道計畫に於ても、經濟的角逐乃至は國土侵略上の野心を含まざるなし。是れ滿蒙地方が常に禍根の發生地となりたる所以にして、從來眞に支那の利害に考へ、並に東洋平和の上より察して、考案せられたる鐵道網の計畫に至りては、未だ殆ど之れ有らざる所なり。然るに日本は既に聲明せるが如く、滿蒙地方に對し、無意義なる侵略を事とするものにあらず、唯だ既設の權利に據りて國防上、東洋平和の基礎を確保し、經濟的地歩の開拓を圖るを念とするのみ。是れ支那の自衛上、及び經濟的開發上、其通的必要な關係を有するものにして、大に歓迎せざる可からざる所なるを信す。

全滿蒙に於ける將來の交通系統は、日支の提携協力により、將來五大系統に依りて其完成を期せざる可からざる趨勢にあるは既に明かなる以上、之に合致す可き鐵道計畫を定め、其必要に應じて夫々各地方に之を敷設し、各幹線鐵道の培養區域を擴張し、滿蒙に產する物資並に旅客の吞吐に敏活を圖り、以て農工業の開拓發展を期せざる可からざること既に前項に述べたる所の如し。

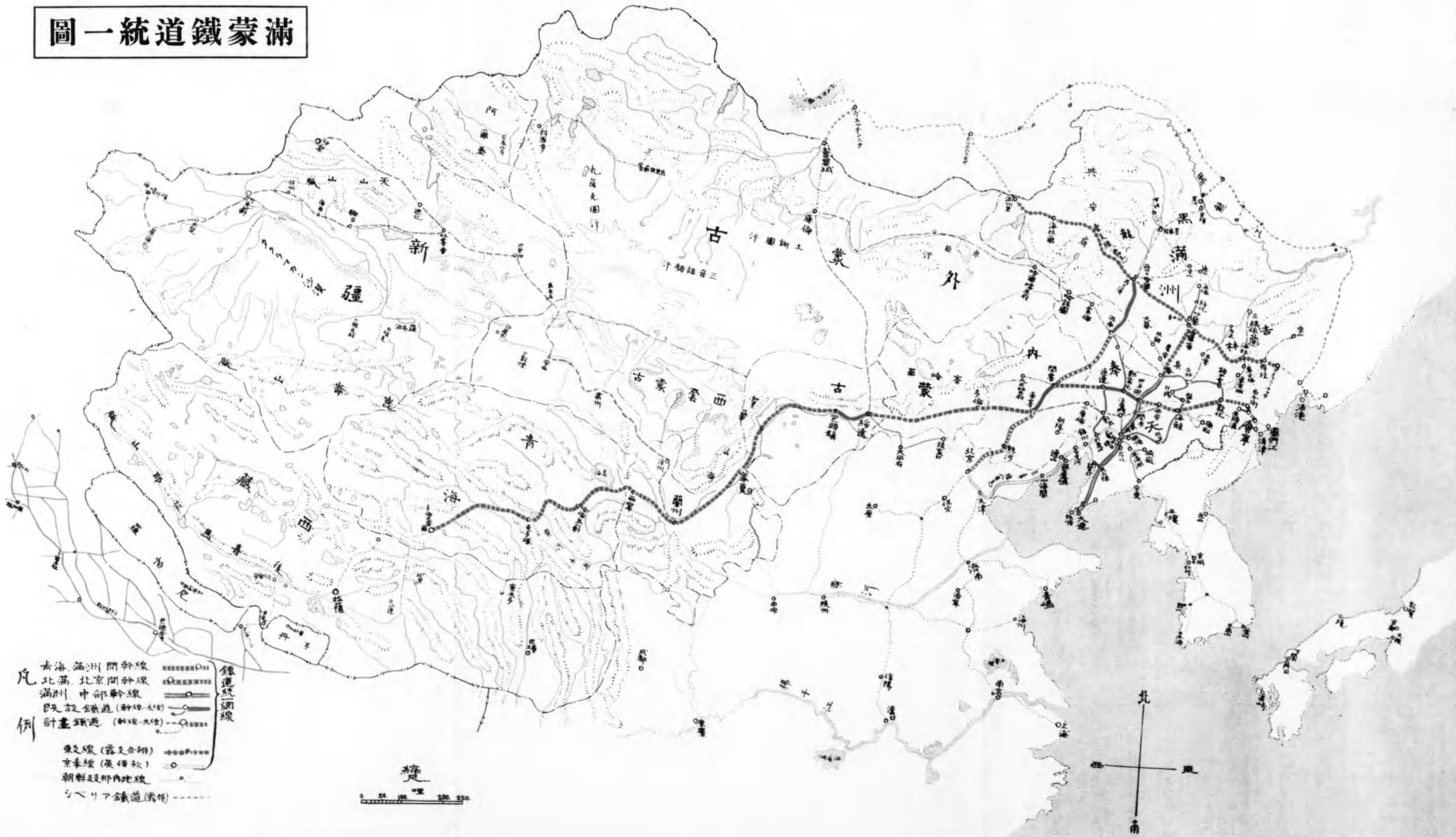
今將來に於ける全滿蒙交通系統の計畫に一致す可き未設計畫鐵道を擇擇すれば、其線路三十一、延長九千五百哩にして、此内には支那に執りて最も重要な甘肅省寧夏より、青海の多倫巴圖爾に達する鐵道一千八十哩を含み、其の全建設費十一億八千三百萬圓を計上す。而して未開地の開拓は、獨り鐵道の敷設のみを以て其の效果を擧げ得可きものにあらず、沿線地方に道路を設け、或は自働車を運行せしめて交通の便を計り、多數の移民を收容して農、工業の發達に資すると共に、或は天資の富源を開拓す可き資金を投下し、以て幹線鐵道に對する培養を充分ならしめざる可からず。而して其費用は、之れを滿鐵並に東支鐵道の實績に徴すれば、道路費其他の附帶事業費は、鐵道建設資金と約伯仲の間にあり。而して又た現今滿蒙地方に知られたる各處の計畫鐵道は、概して必らずしも的確なる根抵を有するものにあらず、唯だ漠然と立案したるに過ぎざる無價值のもの渺なからざるが故に、之れが濫設を事前に防ぐ上に於ても、速に統一鐵道網に準據したる秩序整然たる鐵道の敷設を急務とするものなり。左に其最も必要と認めらるゝ全滿蒙鐵道統一網計畫線表を擧げて参考に供す可し。

全滿蒙鐵道統一網計畫線表

四一〇



圖一統道鐵蒙滿



四
鐵道網

國家交通の便否と地方經濟の大局に其目標を置かずして唯た徒空に各地名所に於ける勢力の排列や、或は箇々の事業競争や、或は地方的軍事政策等の爲めに敷設せられたる鐵道の、交通上に統一を失ひ、輸送能率に圓滑を缺くに至るは當然なり。是れ豈滿蒙諸鐵道の先づ今日に於て充分なる研究を遂げ、完全なる敷設網を定め、以て將來百年の大計に處せざる可からざる最大急務にあらずや。以上擧げ來

額奉齊海墨甘火穆方撫寧寧伊多喀計

總

額木索、東京城、海倫、三姓
齊々哈爾、墨爾根、黑河
海倫、墨爾根、甘河炭坑
墨爾根、火燎溝口
博克圖、山林
密山、林
吉林、山
海龍、林
包頭鎮、龍
寧夏、鎮
伊犁、多倫巴圖爾
喀什噶爾、夏
吐魯番、夏
蘭州、正
同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

九、五二〇	九二〇	一、五五〇	一、〇八〇	一、〇八〇	四〇〇	六五	一八〇	一一四	三六	三七	二〇〇	二六〇	六〇	一六〇
-------	-----	-------	-------	-------	-----	----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	-----

一、一八三、五〇〇、〇〇〇	一、四〇三、〇〇〇、〇〇〇	二三五、〇〇〇、〇〇〇	一七二、八〇〇、〇〇〇	六四、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一六〇〇、〇〇〇	二〇〇〇、〇〇〇	六、三〇〇、〇〇〇	一六、八〇〇、〇〇〇
---------------	---------------	-------------	-------------	------------	-----------	-----------	-----------	---------	---------	---------	----------	----------	-----------	------------

りたる全滿蒙の既設未設の諸鐵道に對し、將來の交通趨勢に察し、合法的研究に依りて其大綱を考ふるに先づ既設鐵道を活用して之れを統一し、其交通系統に合致す可き適切なる線路を擇するの必要あり。而して將來の大幹線路たる可き豫定線を第一に建設し、又其一部をなす可き既設鐵道は、一定の規格に従つて之を改良し、以て幹線路の完成を急ぐ可く、次は連絡鐵道、開拓鐵道等順次に其工を進め、以て豫定の鐵道網を完成せしめざる可からず。其大幹線を舉ぐれば左の如し。

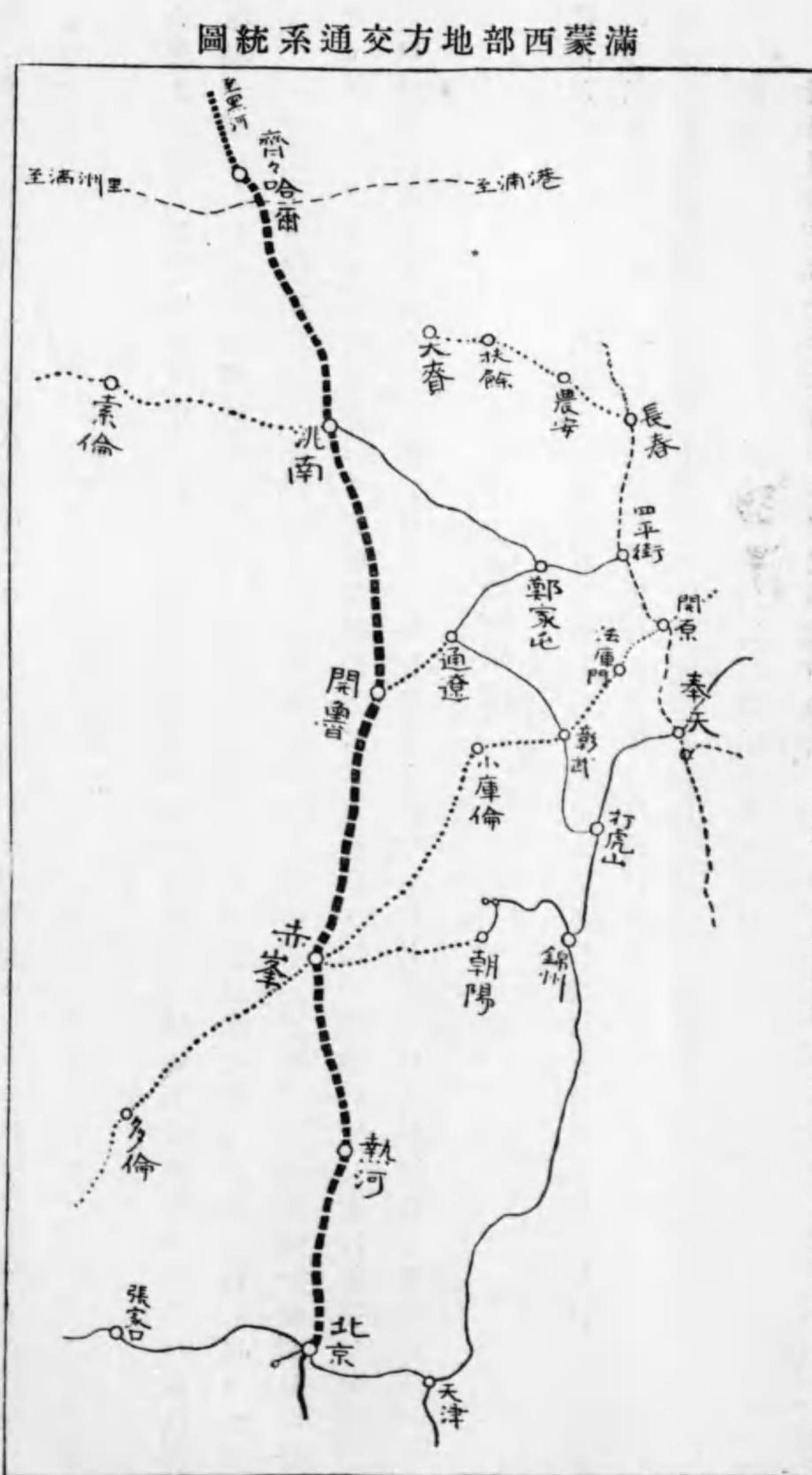
イ 滿蒙西部地方縦斷鐵道

北京より赤峯、洮南、齊々哈爾を経て黒河に達する鐵道線路は、支那本土と滿蒙とを結ぶ可き延長一千三十二哩の幹線鐵道にして、北京より赤峯を経て洮南に至る間を新設し、夫より既設洮齊鐵道に聯絡して、齊々哈爾に達する區間を改良し、更に墨爾根を経て黒河に至る間を敷設す可き鐵道なりとす。是れ豊沃なる平野地方を通過し、北京より北滿の邊境に達すべき捷路にして、支那政府及び地方民の最も熱望する處のものなり。其性能次の如し。

- (一) 軍事上、及政治上、東三省並に東蒙古に對する最も重要な性能を有す。
- (二) 交通運輸上、北滿地方と支那内地との連絡交通に唯一の幹線をなす。
- (三) 移民輸送上、支那内地よりの移民は、此鐵道に依る最も便利とし、其沿線地方、及奥地も漸次開拓せられ、將來最も有効なる性能を有す。
- (四) 物資の輸送上、支那内地へ供給せらるゝ貨物の外、海外へ輸出さるゝ物資に就ては、輸送距離に依る運賃の關係上、滿鐵線、吉會線、東支線等へ其大部分を吸收せらる可く、右三線の培養線たるの性

能を有す。

右の如き性質あるが故、日支の力を以て之を敷設せば、俱に國防上、治安上、經濟上、並に支那の國富増進



と、東洋平和維持との爲め最も緊要なる線路として、將來是非共敷設せざる可からざる使命を有し、しか

も満鐵線及び京奉線とは、自づから其開拓地方に異にし、且つ鐵道に依りて輸送せらる可き資料の性質を異にするが故に、統一せる聯絡經營に依り、始めて其の効果を發揮す可き關係にあるものなり。

口 満蒙中部地方縦斷鐵道

大連より奉天、長春、哈爾濱を結ぶ既設線路は、其背城地方に於ける鐵道網の密度を増すに從ひ、資源の開拓益々熾に行はれ、運輸數量愈々増大を見るに至るべきは、現在の勢を以てするも既に明らかなる所なり。又北京より洮南に向ふ満鐵併行線の完成を告げ、或は會寧より赤峯方面に進む横斷線の計畫實行せらるゝとするも、夫等は何れも開拓地域を異にするを以て、同一組織の下に敷設經營を爲すに於ては、一層培養區域を増大し、俱に充分なる効果を發揮し得べきは、是れ亦た論を俟たざる處なり。

ハ 北滿地方横斷鐵道

北滿地方の状勢を見れば、東支鐵道は東西に長く貫き、之より以北に於ける鐵道は、既設並に計畫中のもの、其數渺なからず。而して其實現は、何れも支那政府及び關係地方の最も切望するものゝみにして、其主眼とする處は、左の二點に在り。

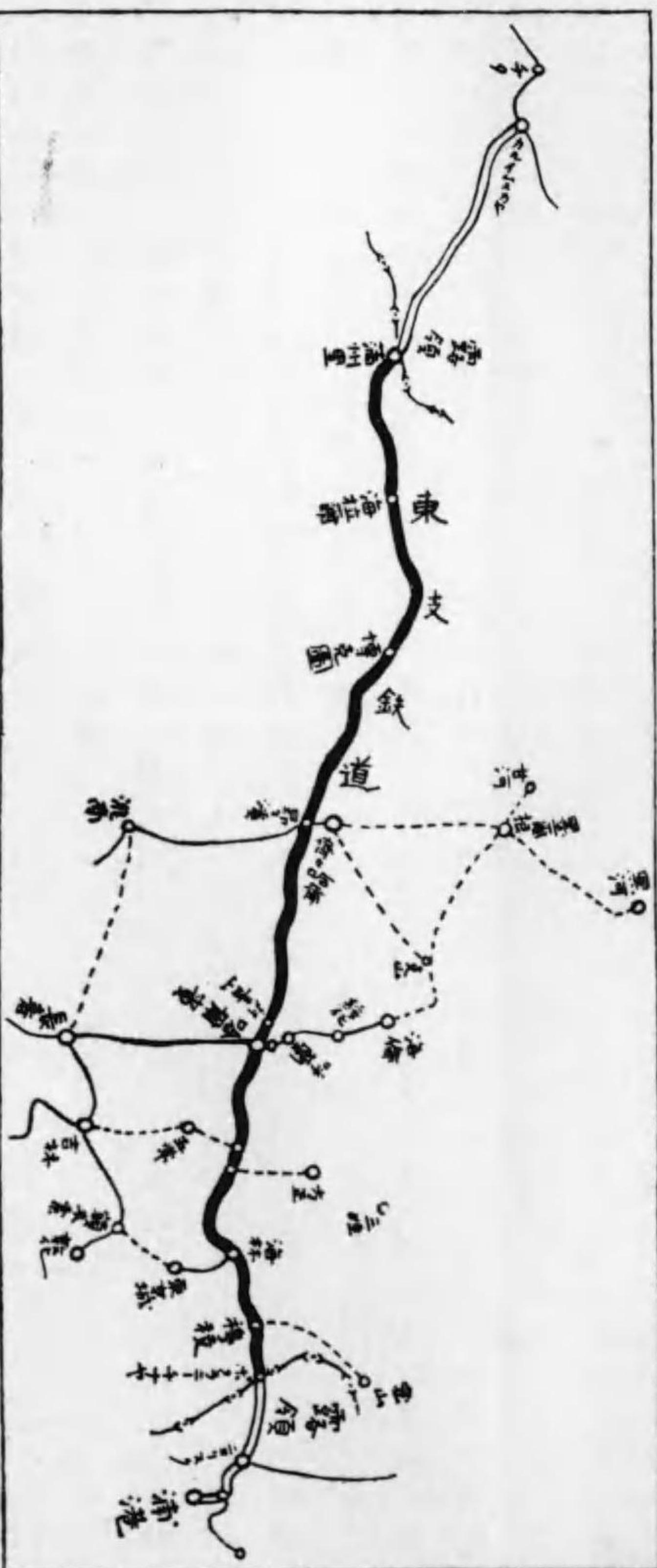
(一) 北邊の防備、並に省の自治上、軍事的又は政治的に必要な事。

(二) 移民を多く入れて、地方の富源を開拓する事。

即ち本鐵道の敷設に依りて、該地方に於ける生産力の漸次増大せらる可きは疑ひなき處なり。而して該地方は、其地理上、物資の輸送關係は、東支鐵道へ大部分を吸收せらる可き系統にあるを以て、目下計

畫中の諸鐵道は、寧ろ其培養線たる可く、東支鐵道は北滿地方の大幹線として、現在に於ける歐亞交通の重要な任務を掌る可き性能を有するものとす。

北滿地方交系通路圖



ニ 全満蒙地方横斷鐵道

朝鮮羅津の海口より敦化、四平街、通遼、赤峯、寧夏、蘭州を経て青海の多倫巴圖爾に達する二千三百三十哩、及び多倫巴圖爾より拉薩、亞東を経て、ダージリンに至る七百二十哩、合計三千五十哩の幹線鐵道、並に蘭州より肅州、吐魯番、及、迪化を経て伊犁に達する一千五百五十哩の鐵道、並に吐魯番より喀什噶爾に至

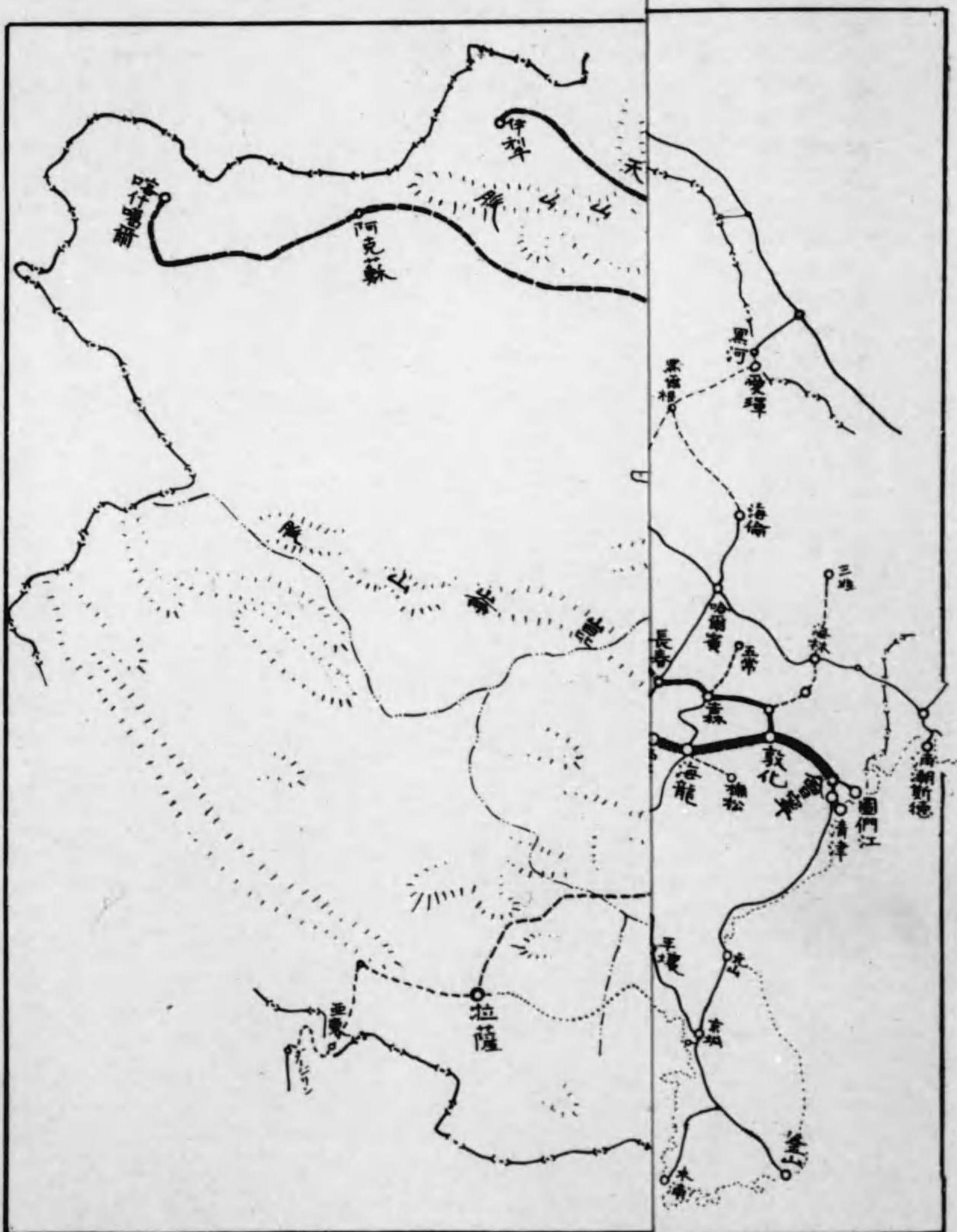
る九百二十哩、總計五千六百二十哩の鐵道は、支那背城地方を開拓し、支那の隆替興廢を左右すべき最も緊要なる線路にして、之れを地理的に區分すれば左の四つとす。

第一區間は朝鮮會寧より青海多倫巴圖爾に至る線にして、其沿線會寧より敦化に至る間道は、近く建設さるべきものと見做し、更に敦化より近距離にある海龍を結ぶ線路を建設し、夫より四平街に至り、通遼迄の既設鐵道を充用し、更に開魯、赤峯、多倫の要地を過ぎて綏遠に達する線路を敷設し、又た綏遠、包頭鎮間の既設鐵道に改善を加へ、更に延長して寧夏に至り蘭州を過ぎ、進んで青海に入り、天惠の富源地帶を経て多倫巴圖爾に達するものとし、軍事、政治、産業上の重要な線路なり。

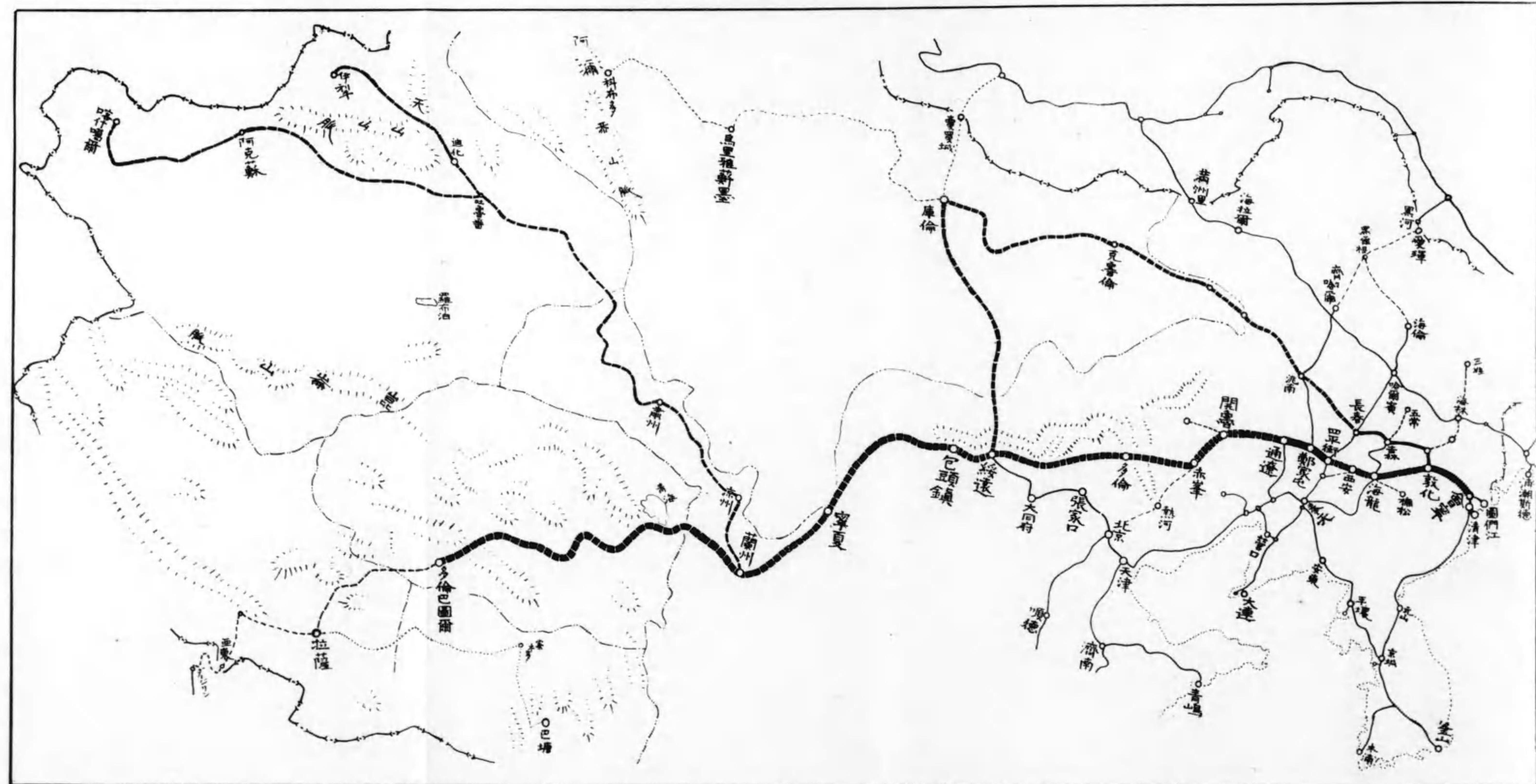
第二の線路は、英國並に西藏と協定を遂げ、世界の秘密國と稱せらるゝ西藏内部に進み、其主府拉薩に至る延長三百五十哩の間を敷設し、更に三百哩を延長して亞東に達し、尚ほ七十哩を延長して國境の彼岸なるダージリンに達せしめ、印度の既設鐵道に連絡し、東亞細亞より南亞細亞を一貫せる横断鐵道を構成し、國際的交通路たらしむ可き性質を有す。

第三の線路は、蘭州より涼州、肅州を経て新疆に入り、吐魯番を経て迪化を過ぎ、伊犁に達するものにして、其の沿道は豊沃なる地方を貫き、且つ延長五百哩の天山山脈に埋藏せらるゝ大寶庫の鍵を握り、莫大なる資源の開拓に重要な線路にして、尚ほ伊犁川に沿ひ僅に西進すれば國境に達すべく、關係諸國と協定を遂げ、中央亞細亞を開拓して、歐羅巴鐵道と連絡すべき將來の重要な國際交通路たり。

第四の線路は、新疆吐魯番より分岐し、天山山脈の南麓とタクラマカン沙漠との間なる沃野を過ぎ、阿克蘇を経て喀什噶爾に達する延長九百二十哩の鐵道にして、新疆の中央部を横断するが故に、殖產工業の開拓上重要なは勿論、尙ほ西進して國境を越ゑ、アンデジヤンに達し、中央亞細亞南部地方なる横断



圖統系通交斷橫方地蒙滿



克蘇を経て喀什噶爾に達する延長九百二十哩の鐵道にして、新疆の中央部を横断するが故に、殖產工業の開拓上重要なは勿論、尙ほ西進して國境を越え、アンデジヤンに達し、中央亞細亞南部地方なる横断

鐵道の先端と連絡せんとするものなり。

以上四線中、特に將來の國際鐵道たるべきものは西藏より印度に出づるもの、伊犁より中央亞細亞中部に出でんとするもの、喀什噶爾より同じく中央亞細亞に出でんとするものゝ三線にして、此の三路中、太古より歐亞の交通路たりしは、此の喀什噶爾路にして、本路は甘肅省蘭州より、羅布泊を經て喀什噶爾に至り、中央亞細亞アンヂジャンに出でたる歴史的關係を有し、地理上雪害渺く距離近く、大陸横斷の國際運輸系統として最も囁望せらるゝ所なり。尙ほ西藏を過ぎ印度に連絡する経路も亦た西藏及青海の開發を促進せしむる上に於て最も重要なものなりとす。

ホ 庫倫鐵道

長春より洮南、索倫を經て庫倫に達する一千百八十哩、庫倫より綏遠に至る八百二十哩、合計二千哩の鐵道は、蒙古北邊の最も難題多き地方を通過し、農工業の開拓上権要なるは勿論、アルタイ山脈に包蔵せらるゝ寶庫の鍵は、此鐵道に據りて把握せらるゝ處のものとす。但し庫倫に進む鐵道敷設に關しては、庫倫政府との間に密接なる關係を有する露國との協定を要すべし。

以上の鐵道幹線を骨子として、之に連絡並に開拓線を附隨せしむれば、別圖に示すが如き鐵道網を作製し得べし。本計畫に從へば、之に包含せらるゝ既設鐵道は約三千九百三十哩にして、計畫鐵道は約九千五百二十哩、合計一萬三千四百五十哩に達す可し。而して此鐵道網は、單に大體の要路を示したるに過ぎずと雖も、然かも之を基準として精査の上修正を加ふるに於ては、該鐵道網をして完璧のものたらしむるを得べきものとす。

第十一章 結論

一、支那統治上の要素

東洋の平和を確保せんと欲せば、支那如何に大國なりと雖も、日本を捨てゝ立つ能はず、日本如何に強國なりと雖も、支那を圈外に捨てて其の基礎を確立する能はざる可し。兩國の隣交を重ねる事茲に三千年、共に人種を齊しくし、文字を齊しくし、時に干戈を交ゆる事なきに非らざりしも、一時的兄弟喧嘩に過ぎずして、再び舊状に復せるは、永き歴史の之を證して餘りある所なり。然るに東洋に在りては、其獨立せるもの、唯だ日支の二國あるのみなるが故に、外敵若し東洋に野心を遂げんと欲せば、先づ兩國の間に葛藤を生ぜしめ、以て其隙を狙ふに若かず。現に其術策を弄するもの、神出鬼没數ふるに違あらざるの状態にあり。去れば日支は、茲に一層深刻なる楔子を打ち込みて、不可分離の關係をして益々鞏固ならしめ、日本は廣漠たる地積を擁する支那領土の確保に努むると共に此地に據りて經濟的の發展を圖り、支那は其領域内に於ける農工業の開發に對して、日本の自由なる行動を認め、其の地歩を與へ、以て共存共榮の實を擧げざる可からず。滿蒙の天地に鐵道網統一の必要な所以のもの、實に上述の主旨に外ならず。

民國革命以後茲に十八年未だ一日の安寧を見す。惟ふに民國は、共和政體にして國民意思の一一致に立脚す。然るに四億の人口を擁する民國にして、群雄各地に割據し、邊境各々獨立の勢ひを持し、或は猥りに他の強國と款を通じて其保護を仰がんとするに至る。是れ豈四億萬民の本意ならんや。畢竟是

れ國內の交通甚だ不便にして、或は各地互に意思の疎通を缺き、或は其内亂を討平するに由なきに依るものなり。而して現在交通機關と目す可きは、黃河及楊子江の水運と九千哩の鐵道あるのみにして、該鐵道中、滿蒙地方を除きたる他の五千哩は、支那本土の樞要なる地方に敷設されたりと雖も、夫等は何れも東洋平和に何等の關係なき遠隔の國々に依りて投資せられ、各國勢力の侵略に利用せらるゝに過ぎざるものなるにより、眞に支那の大局に考ふるときは、之れによりて鐵道線の統一を期せんとする如きは断じて執る可きの道にあらず。然るに其背城地方を視れば、鐵道の敷設皆無にして、尋常の道路すら尙ほ備はらざるの状態にあり。斯くして國內の治平を望むは、尙ほ木に椽りて魚を求むるが如きものなり。況んや防備の薄弱に乗じて列強の其隙を窺ふものあるを以てするをや。要するに現在支那に於て、治國の要素を缺けるは、其主因唯だ交通機關の不備に有る事明かなり。即ち交通機關の完設は、必ず支那に於ける國內の統治上に於て、最も焦眉の急務たらすんばあらざるなり。

二、支那背城地方開拓の急務

支那の現狀は、廣袤四百三十萬哩を有するに拘らず、鐵道及び道路の設けられたるは、東部地方なる北満より中部支那を經て廣東に至る間に於ける東海岸線を距る數百哩以内、及び黃河楊子江の流域中部迄の圈内にあり。之等の地方は相當に開拓せられたるも、之れを支那全土に見れば、僅に三分の一に過ぎずして、其他は何等交通設備の目す可きものなく、何れも文化の普及により、豐饒なる富源の開發を待ちつゝあるの地なり。然かも政治、產業の中心は、奉天、北京、南京、廣東等を數ふるも、何れも東方に偏し、其廣大なる背城地方は、日常必須品の移動は勿論、人馬の旅行さへ意の如くならざるの状態にありて、有望

なる沃野も空しく頑るものなく、一方東南地方には、糧食問題を起して時に米穀を海外に仰ぐの奇現象を呈せり。従つて之等の地方に對しては、政令の行はれるは勿論、勢ひ地方分權に傾き、中央政府は四億の人口と四百餘萬方哩の地域を統治しながら、徵稅は殆ど地方の権力に割取せられて之を收むるに由なく、財政難に加へて内亂絶ゆるに遑なし。列國の虎視耽々、名を借款整理に藉りて其の俎上に載せ去らんとするもの、亦た故なきにあらざるなり。

曾て民國十四年秋、日英米を主として十三ヶ國の代表等、北京に會議を開き、六鐵道案を提議せし事あるも、龍頭蛇尾に消へしが、昭和四年一月、南京政府は國務會議を開き、約八億元の豫算を以て延長六千哩の鐵道を四期に分ちて實現せんとし、四億元の公債案を決議したり。然かも、支那内外の實狀は到底其目的を達す可くもあらざる状態にあり。従つて支那鐵道は、東部地方の各所より背城地方へ延長せしむる事、容易の業にあらざるや明らかなり。然るに背城地方の富力を察すれば、地下には埋藏量四千二百億噸と稱せられ、日本の五十倍に相當する石炭を藏し、又世界的に有望なる金礦、及び莫大なる鐵礦其他の礦物を藏し、又た地上には無限なる森林帶の到る所に繁茂せるあり。其他滾々として流るゝ水流は、東洋第一を以て誇るに足る可き二千萬馬力の偉大なる水力動源を有し、更に廣漠たる沃野と牧畜地帶とは、無量なる人類の來拓移住を待ちつゝあり。即ち全滿蒙鐵道網の完成は、此點より見るも、亦た最も重要にして且つ急務なる所以なりとす。

三、日支合辨鐵道

世に協力一致の力より強きはなし。東洋平和の確保は、日支兩國の自衛上の絶對的責任なり。此兩

國にして協力一致せんか、東洋の平和を確保し、以て五億萬民の福祉を増進せしむるを得べし。而して全滿蒙鐵道中より英露關係の線路を除けば、延長二千五百餘哩にして、其内日本の關與するもの約七割を占む。此の亂麻の如き滿蒙鐵道を統一して、將來の交通輸送に對處す可き整然たる鐵道網を劃定し、遂次之を建設せんとする計畫は、實に日本の擔任す可き重大天職たると同時に、支那の悦んで歓迎せざる可からざる處のものなりと信す。是れ實に日支合辨に據る統一機關の設立を必要とする所以なりとす。

尙ほ全滿蒙鐵道の建設に當り、建設並に經營上、其の有利なる特長は左の三點にありとす。
一、地形大陸的にして平地多く、勞賃低く、建設費低廉なる事。
二、既設鐵道の營業收入に對する支出は、約五割乃至六割の間に於て、日本内地の鐵道經濟と大差なく、經營有利なる事。

三、鐵道收入は、地方の開拓發展に連れ、年と共に著しく増加し、投下資金の回収早き事。

即ち滿蒙鐵道は、其の企業並に經營上、最も有利なるは獨り日本當業者間に認めらるゝ所なるのみならず、佛英米其他の共に認むる處なりとす。而して滿蒙地方は、甚だ未開なるが故に、此事業範圍は、單に鐵道建設のみを以て満足す可きにあらず、必ず附帶事業の施設を要す。例へば地方樞要なる方面には、完全なる道路を設け、自働車の運轉を行ひ、或は輕便鐵道を敷設して物資の輸送を圓滑ならしめ、以て幹線鐵道の培養區域を擴大せしめ、或は有望なる地點に開墾若くは企業を起して、人口の移植、物資の集散を計る等、其の事業枚舉に遑あらざる可し。

今此統一機關設立に關する全部の計畫資金を概算するに、大約左の如し。

全滿蒙鐵道統一機關設立資金概算

一金貳拾九億圓也
總資本額
内 譯

	創立費	既設鐵道買收費	既設鐵道整理費	既設鐵道改良費	計畫鐵道建設費	附帶事業交通設備費	附帶事業企業費	總計
	四〇,〇〇〇,〇〇〇	一一〇八,〇〇〇,〇〇〇	二四,〇〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇,〇〇〇	一一八三,五〇〇,〇〇〇	七九,四〇〇,〇〇〇	四二五,一〇〇,〇〇〇	二,九〇〇,〇〇〇,〇〇〇

即ち總計二十九億圓にして、此内新設す可き鐵道資金は十一億八千三百五十萬圓を要す可し。而して之れを天賦の資源を開拓し、庶民の福祉と國家の富強を計るの實質に於て、最近支那政府に於て議決したる團匪事變賠償還附金及關稅剩餘金を資本とする鐵道の計畫案等に較ぶれば、其効果の偉大なること殆んど比す可からざるものあり、而して又本計畫は、南京政府の計畫線とは、全然其方面及び性質を異にし、經營上何等抵觸する處なきものなるが故に、本計畫は支那本部に於ける鐵道事業と相俟つて、共に全支那交通路の完成に重大なる使命を有するものたらずんばあらず。

以上は、滿蒙地方に於ける既設並に計畫中の鐵道狀態より、列國の政策、資金關係、並に支那の現狀等に至る迄仔細に項を分ちて列舉し、之れを綜合研究したる結果に出でたるものにして、東洋の平和、支那の福祉は、皆な擧げて重大なる關係を此處に置かざるはなし。而して之が實現如何は、唯だ懸りて日本の度量と、支那の決斷とにあるべきを疑はず。

以上

昭和五年一月一日

主査山里尙行

全滿蒙鐵道統一計畫調查書 終

昭和五年一月二十六日印刷納本
昭和五年一月二十七日發行

【非賣品】

東京市麹町區永田町二丁目八十六番地

發行人 知野秀次

印刷所 安久社

東京市芝區新橋驛烏森口角

發行所 黑龍會出版部

東京市麹町區永田町二丁目八十六番地
電話銀座九七一番

終

